

(平成22年11月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	44 件
国民年金関係	21 件
厚生年金関係	23 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	55 件
国民年金関係	15 件
厚生年金関係	40 件

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から12年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月から12年3月まで

私は、20歳になったときは大学生であったため、国民年金の加入手続を行った際に国民年金保険料の免除の申請を同時に行い、申立期間の保険料の全額免除の承認を受けた。

その後、私の母親から免除期間の国民年金保険料の追納を勧められ、母親が追納のためのお金を用意してくれたので、就職する直前の平成12年3月に市役所に行き、その場で納付できる期間の保険料を納付し、残りの免除期間については追納納付書の交付手続を行った。その際、市役所の職員に、「これで安心して社会人になれますね。」と言われたことを記憶している。交付手続を行ってすぐに、社会保険事務所（当時）から追納納付書が届いたので、母親が金融機関で保険料を納付してくれたはずである。申立期間が免除期間のままにされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、就職する直前の平成12年3月に市役所に行き、免除の承認を受けていた期間のうち、その場で納付することのできる期間の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立期間当時、申立人が居住していた市では、保険料の免除の申請を行った被保険者が追納を希望した場合、その時点で保険料の現年度納付が可能な期間であれば、追納ではなく現年度納付として保険料を収納していたことが確認できたことから、申立期間のうち、現年度納付が可能であった11年4月から12年3月までの期間について、市役所で保険料を納付したとする申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、申立期間のうち、平成11年4月から12年3月までの国

民年金保険料を市役所で現年度納付すると同時に、追納納付書の交付手続きを行い、その母親が9年4月から11年3月までの保険料を納付したと主張しているところ、申立人のオンライン記録によると、9年4月から11年3月までの保険料の追納納付書が12年3月に発行されていることが確認できることから、申立人が追納納付書交付手続きを行ったことにより、追納納付書が交付されているにもかかわらず、当該期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人に国民年金保険料の追納を勧め、追納保険料を用意したとしているその母親は、厚生年金保険から国民年金への切替手続きをおおむね適切に行い、前納している期間もあることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる上、その母親は、平成10年3月に給料とは別にまとまった収入があったことが確認でき、申立期間直後に母親自身及び申立人の妹の保険料を前納しているなど、申立人の保険料を納付するだけの資力があったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年9月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年9月から39年5月まで

私は、自宅を訪れた女性の集金人からの説明を聞いたので、国民年金に任意加入した。その後、その女性の集金人に何度か国民年金保険料を納付した記憶がある。しばらくして、その集金人は来なくなってしまったので、いつごろまで保険料を納付していたかは分からないが、おそらく未納とされている期間に一致していると思うので、申立期間の保険料がすべて未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和38年9月から同年12月までの期間については、申立人は、現在所持する年金手帳に記載されている国民年金の記号番号のほかに、申立人の旧姓で、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認でき、結婚した後である申立期間に旧姓で加入手続が行われていたとは考えにくいものの、申立人は申立期間直前まで勤めていた会社では旧姓で就業していたと述べていることや、申立人が加入手続を行ったとする記憶には具体性があり、信憑性^{びよう}がうかがえることから、国民年金に任意加入しながら国民年金保険料を全く納付しなかったとされているのは不自然である。

また、申立人が申立期間当時に居住していた区では、行政の担当者が国民年金の加入勧奨のため未加入者の自宅に訪問していたことが確認でき、申立人が自宅を訪れた集金人に国民年金の加入を勧められて、加入手続を行い、国民年金保険料の納付を開始したとする主張に不自然さは見当たらない。

さらに、申立人はその集金人に複数回国民年金保険料を納付したことがある旨を主張していることを踏まえると、申立人は当該期間の保険料については納付していたと考えるのが自然である。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和 39 年 1 月から同年 5 月までの期間については、申立人は、自ら被保険者資格を喪失した記憶は無いにもかかわらず、集金人が来なくなってしまったと述べていること、同年 1 月から約 3 か月間は出産のため自宅を留守にしていたこと、及び国民年金手帳記号番号の払出（管理）簿の申立人の欄に、未納で資格を喪失したことを表す「未喪」のゴム印が押されていることなどから、申立人が当該期間の保険料を納付したとは考えにくい。

また、申立人は、国民年金保険料の金額や納付時の手続、及び出産後の納付に関する記憶があいまいであることから、申立期間のうち、昭和 39 年 1 月から同年 5 月までの保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が、申立期間のうち、昭和 39 年 1 月から同年 5 月までの期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 9 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月から同年3月まで

私は、昭和47年3月ごろに、区役所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してきた。その後、転居してからも、保険料を納付しており、申立期間の保険料のみが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除いて、昭和47年3月に、国民年金に任意加入してから60歳に到達するまでの期間の国民年金保険料をすべて納付しており、保険料を前納している期間もあることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて、申立人の住所及びその夫の仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の3か月と短期間であり、任意加入期間である申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月から同年12月まで

私は、平成4年に会社を退職した際に、区役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、妻が夫婦二人分を金融機関で毎月納付していた。平成6年分の確定申告をした際の添付資料に、夫婦二人分の保険料額が記載されている。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、その妻が夫婦二人分を金融機関で納付していたと主張しているところ、申立人は申立期間を含む平成6年分の確定申告書を所持しており、その申告書に添付した資料に記載されている国民年金保険料額は、申立期間当時、夫婦二人分の保険料を納付した場合の金額と一致する。

また、申立人の妻が国民年金保険料を納付していたとする金融機関は、申立期間当時実在し、保険料を収納していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人の妻は、「夫（申立人）からお金を渡され、夫婦二人分の国民年金保険料を毎月納付していた。」と証言している上、申立期間は1回、かつ9か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から同年 6 月まで

私は、20 歳のときに、町役場で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、同役場の窓口で国民年金手帳により現金で納付していた。私の所持している国民年金手帳には、資格喪失日として昭和 48 年 6 月 30 日と記載されている上、申立期間である同年 4 月から同年 6 月までの検認印欄には、押印があるにもかかわらず、申立期間が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳のときに町役場で国民年金の加入手続を行った後、同役場の窓口で国民年金手帳により申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の所持する国民年金手帳は、昭和 45 年 11 月に発行されている上、同手帳の申立期間に係る国民年金印紙検認記録欄には、納付済みの押印が確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、オンライン記録によると、申立人は、国民年金の資格喪失日が昭和 48 年 4 月 1 日とされている一方、申立人の所持している国民年金手帳には、資格喪失日が同年 6 月 30 日と記載されているが、どちらの喪失日についても申立人が資格喪失する理由は見当たらないとともに、申立人が居住する町の被保険者名簿の国民年金記録によると申立期間は国民年金保険料が納付済みとなっており、国民年金被保険者台帳等に還付された形跡も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 4 月から 59 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 9 月から 49 年 11 月まで
② 昭和 57 年 4 月から 59 年 6 月まで

私の父親は、私が 20 歳になったときに、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたはずであるにもかかわらず、申立期間①が未加入とされていることに納得できない。

また、私は、会社を退職した後、私自身、国民年金保険料を納付していた憶^{おぼ}えがあるが、申立期間②当時、海外へ行っていたことも、会社に勤めていたことも無かったにもかかわらず、当該期間の保険料が還付され、未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、当該期間当時、海外に居住していたことなどは無く、国民年金保険料が還付され、未加入とされていることに納得できないと述べている。オンライン記録によると、当該期間の保険料が、誤適用者として無資格期間となり還付されているが、申立人の当時の状況から、申立人が無資格期間となる事情は無く、誤還付と認められ、被保険者となるべき当該期間は納付済みとなる期間である。

また、申立人は、婚姻時期を昭和 57 年と述べており、戸籍に記載されている婚姻時期とは相違しているものの、仮に同年から婚姻関係があったとしても、昭和 60 年改正前国民年金法附則第 6 条の 2 に基づき、被用者年金各法の被保険者の配偶者に該当するに至った日において、任意加入被保険者となる申出を行ったとみなされることから、還付処理が行われた当時被保険者資格の種別を強制加入から任意加入に変更すべきであり、誤適用者

として当該期間を無資格とする処理がなされているのは不自然である。

- 2 一方、申立期間①について、申立人は、当該期間の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について、自身は行っていないと述べており、申立人の国民年金の加入手続及び当該期間の保険料を納付したとするその父親は既に他界しており、当該期間当時の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、昭和44年*月に、その父親が国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得時期は、57年5月であることから、申立人が国民年金の加入手続を行ったのも同年同月と推認され、申立内容と一致しない上、申立期間①の国民年金保険料を納付するためには、同年同月の加入手続に基づき払い出された手帳記号番号とは別の手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は当該期間の始期から手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されるとは考えにくく、その形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年4月から59年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 4742

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年8月

私は、昭和56年8月に会社を退職後、私の両親に、次に就職するまでのわずかな期間でも国民健康保険に加入するように勧められたことから、区役所の出張所で国民健康保険の加入手続を行った。その際、同出張所の窓口の職員から国民年金の加入も必要であるとの説明を受けたため、国民年金の加入手続も行った。申立期間の国民年金保険料については、国民健康保険料と一緒に納付したはずであり、当該期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年8月に会社を退職後、区役所の出張所で国民健康保険の加入手続に併せて国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、同出張所は当時存在し、国民年金の加入手続を行うことができたことが確認できる上、申立人は、国民年金に加入した際の同出張所の窓口の職員とのやり取りを具体的かつ鮮明に記憶していることから、申立内容には信憑^{びよう}性が認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和56年8月に払い出されていることが確認できることから、申立人が国民年金の加入手続のみを行い、申立期間の国民年金保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月から同年12月まで

結婚後の昭和53年4月ごろ、私は夫婦二人分の国民年金の加入手続を区役所で行った。その際、現在所持している年金手帳が発行された。

申立期間の国民年金保険料については、私が夫の保険料と二人分を納付書で納付していた。納付場所、保険料の月額などの記憶は無いが、一緒に加入してからはいつも私が夫婦二人分の保険料を納付しており、夫は申立期間が納付済みとなっているにもかかわらず、私の申立期間の保険料だけが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

昭和53年4月ごろに夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきたとする申立人の主張については、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された20歳到達直後に加入した被保険者の付加保険料納付開始日などから、遅くとも同年6月ごろまでには加入手続が行われたと推認できること、及び申立人の手帳記号番号は、その夫と連番で払い出されていることが確認できることから、不自然さは見当たらない。

また、申立期間は1回、かつ3か月と短期間である上、国民年金保険料と一緒に納付したとしている申立人の夫は申立期間の保険料は納付済みであり、申立期間当時、申立人が居住していた区が作成した納付状況リストにおいて、昭和58年7月から夫と共に保険料の口座振替納付が開始されていることを考え合わせると、申立人の申立期間の保険料のみが未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は加入手続を行って以降申立期間以外に国民年金保険料の未納は無い上、申立期間の前後の保険料は納付済みであり、申立期間当時、申立人の夫の職業に変更も無く、申立期間の保険料の納付が困難であったと考えられる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 4744

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月まで

私は、新聞で年金制度のことを知り、昭和 37 年 1 月に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は 36 年 4 月から納付してきた。その後、60 年 11 月になるまでの期間、保険料をすべて納付していた。50 年ごろは生活も安定しており、保険料を納付することができないような理由もないのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金保険料をすべて納付している上、昭和 54 年 5 月からは付加保険料も併せて納付するなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立期間は 1 回、かつ 12 か月と短期間であり、申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みとなっており、申立期間の前後を通じて、申立人の生活状況に大きな変化は認められないことを踏まえると、途中の申立期間の保険料のみが未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 4745

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月

私は、昭和49年4月ごろに、友人に勧められたので、市役所の出張所で国民年金の任意加入手続を行い、3か月ごとに市役所の出張所で国民年金保険料を納付していた。

申立期間を含む3か月分の国民年金保険料の領収書を所持しているにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年4月ごろに、友人に勧められたので、市役所の出張所で国民年金の任意加入手続を行い、3か月ごとに市役所の出張所で国民年金保険料を納付し、申立期間を含む3か月分の保険料の領収書を所持していると主張しているところ、申立人は、申立期間を含む同年4月から同年6月までの保険料を同年7月に納付していることが、申立人が所持する領収書により確認できる上、申立期間の保険料が還付されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立人の所持する年金手帳及びオンライン記録では、申立人の国民年金の被保険者資格取得時期は昭和49年5月とされているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から、申立人が、国民年金の加入手続を行ったのは、申立人の主張どおり、同年4月であったものと推認されることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかったことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から同年7月までの期間及び同年12月から56年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年4月から同年7月まで
② 昭和55年12月から56年1月まで

私は、義兄に勧められ、昭和47年9月に市役所で、国民年金の任意加入の手続きを行い、国民年金保険料を納付していた。ねんきん特別便を確認したとき、55年4月から56年1月までの期間及び58年11月の保険料が未納となっていた。その後、領収書が残っていた期間は納付済みに訂正されたが、領収書を紛失してしまった、55年4月から同年7月までの期間、同年12月及び56年1月は未納のままとされている。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年9月に国民年金に任意加入してから61年4月に国民年金第3号被保険者になるまでの間、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間の前後の保険料は納付済みとされており、その前後の期間を通じてその夫の仕事に変更は無く、申立期間当時、その夫の標準報酬月額は最高等級であり、申立人とその夫の経済状況に特段の変化は認められないことから、申立人が、4か月及び2か月と短期間である申立期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

また、申立人の特殊台帳及びオンライン記録によると、当初は、昭和55年4月から56年1月までの期間及び58年11月の国民年金保険料が未納とされていたが、申立人が所持していた領収書により、申立期間①直後である55年8月から同年11月までの期間及び58年11月の保険料が、平成22年1月に納付済みに訂正されたことが確認できることから、行政側の記録管理が適

切に行われていなかった可能性が考えられる。

さらに、特殊台帳及び申立人の所持する領収書により、申立期間②直後の昭和 56 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料を重複納付し、後日、保険料を還付している記録が確認できる。制度上、保険料の還付金又は過誤納金がある場合において、還付を受けるべき者につき納付すべきとされている保険料があるときは、還付に代えて、先に経過した月の保険料から順次充当することとされているが、申立人が重複納付したことに伴い生じた還付金は、充当されずに、申立人に還付されており、当該還付金が生じた時点において、申立期間の保険料は納付済みであったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 4747

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年2月及び同年3月

私は、姉の助言もあったので、区役所の出張所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料の納付を開始した。その後転居した際に年金手帳を紛失してしまったが、申立期間の保険料については、確かに納付したはずなので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金の加入手続きを行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号に近い番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、昭和39年3月から同年10月までの間と推認され、加入手続き時点において、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能であり、申立人に国民年金の加入を勧めたとするその姉については、当時、申立人と同居しており国民年金に加入し、保険料を納付していたことが確認できるなど、申立内容に不自然な点は見当たらない。

また、申立人は、申立期間を除いて、国民年金保険料の未納が無く、保険料の納付意欲が高かったことが認められることから、申立人が2か月と短期間である申立期間の保険料を納付しなかったとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年3月、同年10月から56年3月までの期間、同年7月から同年9月までの期間及び57年1月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年3月
② 昭和55年10月から56年3月まで
③ 昭和56年7月から同年9月まで
④ 昭和57年1月から同年12月まで

私は、昭和50年9月に結婚してしばらくしたころ、私の母親に勧められて区役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、当初、納付書により金融機関で納付していたが、55年1月の保険料からは私の夫名義の預金口座から口座振替により納付した。申立期間①については、「国民年金保険料 口座振替済のお知らせ」を所持しており、申立期間②、③及び④についても同様に口座振替により納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「国民年金保険料 口座振替済のお知らせ」を所持しており、当時、当該期間の保険料が口座振替により納付されていることが確認できる上、申立人に保険料の還付が行われた形跡も見当たらない。

また、申立期間①、②、③及び④については、オンライン記録によると、当初、申立期間を含む昭和55年3月から57年12月までの期間は、未加入期間とされていたが、申立人は、同期間のうち、申立期間を除く3箇所の期間について、国民年金保険料を納付したことが確認できる「国民年金保険料 口座振替済のお知らせ」を保管していたことから、同期間はすべて国民年金

の加入期間に変更された上、この3箇所の期間は、保険料が納付済みと訂正されていることから、申立期間についても行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

さらに、申立人は、国民年金に任意加入している上、申立期間①、②、③及び④を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付していることから、国民年金に対する納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 4749

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月から43年3月まで

私は、20歳のころに、国民年金の加入手続きを行い、数か月は国民年金保険料を納付していたが、途中から結婚するまでの間は、保険料を納付していなかった。

結婚した昭和43年の2、3年後に、今なら未納期間の国民年金保険料をすべて納付することができるといった内容のお知らせが自宅に届いたので、夫が、申立期間の保険料を一括して納付してくれた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚した昭和43年の2、3年後に、今なら未納期間の国民年金保険料をすべて納付することができるといった内容のお知らせが自宅に届いたので、その夫が、申立期間の保険料を一括して納付してくれたと主張しているところ、この時期は、第1回特例納付が実施されていた時期である上、申立期間は強制加入期間であったことが、申立人が所持する年金手帳及び申立人の特殊台帳により確認できることから、申立期間の保険料を特例納付により納付することは可能であった。

また、申立人の夫が一括して納付したとする金額は、申立期間の国民年金保険料を実際に特例納付した場合の保険料額とおおむね一致している。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の夫は、「結婚後は、私が、夫婦二人分の保険料を納付していた。結婚して2、3年後に、申立期間の保険料を特例で納付することができるといった内容のお知らせがきたので、すぐに、私が手続きを行い、申立期間の保険料を納付した。」と証

言している。

加えて、申立人及びその夫は、結婚してからそれぞれ 60 歳に到達するまでの期間の国民年金保険料をすべて納付済みとされ、また、昭和 57 年度以降の保険料をすべて前納しているとされていることから、夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の夫は、保険料の納付意識が高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から同年3月までの期間及び同年12月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年1月から同年3月まで
② 昭和48年12月から51年3月まで

私は、昭和55年6月に、昭和39年度から50年度までの期間で未納となっていた期間の国民年金保険料を、特例納付により3回に分けて郵便局で納付し、その際に受け取った領収書を現在も所持している。

先日、国民年金保険料の納付記録を照会したところ、当時納付した保険料額は誤りであり、正しい保険料額で計算した期間の分として充当処理を行っているので、申立期間①及び②の保険料を納付していたとは認められないとの回答であった。

国民年金保険料を納付した際に、保険料が足りない旨の通知があったかどうか、また、還付請求書が送付されたかどうかは憶えていないが、仮に通知が送付されていれば漏れなく保険料を納付しているはずであり、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年6月に、申立期間①及び②を含む期間の国民年金保険料を3回に分けて納付したと主張しているところ、申立人の所持する領収書から、申立人は、現年度納付により保険料を納付していた期間を除く昭和39年度から50年度までの保険料を、昭和55年6月に3回に分けて納付したことが確認でき、当該領収書は第3回特例納付時に発行されたものと認められるが、当該領収書に記載されている金額は特例納付の金額と異なっており、行政側の事務処理に誤りがあったと認められる。

また、納付した国民年金保険料が不足していた際には、社会保険庁（当

時) から保険料が不足していた旨の通知及び納付書が送付されることになるが、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間の保険料はおおむね納付済みである上、特例納付を行うなど保険料の納付意欲が高かったものと認められるとともに、申立人は、保険料が不足して未納となっていた期間について、実際に不足分の保険料を納付し、特例納付とされている期間もあることから、申立人が申立期間①及び②の不足分の保険料のみ納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立人は、国民年金保険料が納付済みと記録されている期間の一部について、社会保険庁から送付された納付書により納付していることが確認できることから、納付書が送付されていれば漏れなく納付しているはずであるとする申立内容は基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 7 月から同年 9 月まで

私は、昭和 49 年 7 月に会社を退職し、妻と共に A 業を営み始めた。国民年金に加入した時期については、思い出せないが、加入以降、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を欠かさず納めていたはずである。申立期間の保険料について、一緒に納付していた妻が納付済みであるにもかかわらず、私が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 49 年 7 月に会社を退職した直後に国民年金に加入して国民年金保険料の納付を開始して以降、申立期間を除いて、60 歳到達時まで 32 年以上にわたって保険料をすべて納付しており、保険料の納付意欲が高かったものと認められる。このような申立人が 3 か月と短期間である申立期間の保険料を納付しなかったとされているのは不自然である。

また、夫婦一緒に国民年金に加入し、その妻が、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきたとする申立人の主張は、申立人とその妻の国民年金手帳記号番号が連番で払い出されていること、及び申立期間当時、申立人が居住していた区が作成した市町村名簿においても、昭和 55 年度における夫婦の保険料収納年月日びょうが申立期間を除いてすべて同一であることが確認できることから、信憑性が高く、申立期間について、申立人の妻の保険料は納付済みであることを踏まえると、その妻が申立人の保険料のみを納付しなかったとは考えにくい。

さらに、申立期間は 1 回、かつ 3 か月と短期間である上、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みであり、その前後を通じて申立人の住所や職業に

変更は無く、保険料の納付が困難な状況にあったと考えられる特段の事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から50年3月まで

私は、昭和49年9月に結婚してからしばらくして、妻の勧めもあり、区役所で国民年金の加入手続を行った。加入手続の際、区役所の担当者から、「過去にさかのぼって国民年金保険料を納付することができます。」と説明され、さかのぼって納付できる期間及び加入手続を行った年度の保険料を計算してもらい、3万円ぐらいをまとめて納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年9月に結婚してからしばらくして、国民年金の加入手続を行い、未納となっていた国民年金保険料をさかのぼれる分だけまとめて納付したと主張しているところ、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から51年1月と推認でき、その時点では申立期間の保険料については過年度納付により納付することは可能であった上、申立人が納付したとする保険料額は、申立期間当時に実際に納付した場合の保険料額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人に国民年金の加入手続を勧めたとするその妻は、国民年金保険料をすべて納付している上、「夫（申立人）が、国民年金の加入手続を行った際に、未納となっていた保険料をさかのぼれる分だけ納付したと聞いている。」旨証言している。

さらに、申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付している上、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行うなど、保険料の納付意

欲は高かったものと認められるとともに、申立期間は 18 か月と比較的短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月

私が会社を退職した昭和41年8月に、母親が町役場で私の国民年金の加入手続きを行い、母親が家族4人分の国民年金保険料を集金人に納付していた。その後、私は42年2月に厚生年金保険に加入し、母親が同年同月1日付けで国民年金の被保険者資格の喪失手続きを行った。

厚生年金保険に加入するまでの期間は母親が保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入で国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年2月に厚生年金保険に加入するまで、その母親が集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人のオンライン記録によると、申立期間当時は42年2月1日となっていた申立人の国民年金の被保険者資格喪失日が、後に42年1月31日に訂正されていることが確認できることから、申立期間当時、申立人は国民年金の被保険者であり、申立期間の保険料を納付することは可能であった。

また、申立人の特殊台帳によると、昭和42年1月の国民年金保険料の納付を示す欄に保険料の納付日を示す印が押されている上、当該保険料が還付された形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、その母親が家族4人分の国民年金保険料を一緒に集金人に納付していたと主張しているところ、その両親と兄は、申立期間の保険料が納付済みである上、その後も60歳到達時まで保険料を完納している。

加えて、申立人は、国民年金加入期間において国民年金保険料をすべて納付している上、保険料を前納している期間もあることから、保険料の納付意

欲は高かったものと認められるとともに、申立期間は1回、かつ1か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年1月から同年11月まで
② 昭和53年1月から同年3月まで

私の両親は、私が会社を退職した昭和39年ごろ、私の将来のことを考えて私の国民年金の加入手続を行った。申立期間①の国民年金保険料については、詳細は聞いていないが、私の両親が納付したはずであり、申立期間②の保険料については、私の元妻が夫婦二人分を一緒に納付したはずである。申立期間①が未加入で保険料を納付していないとされていること、及び申立期間②が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっており、その前後を通じて申立人の住所や仕事に変更は無く、申立人の生活状況に特段大きな変化は認められないことから、途中の申立期間②のみが未納とされているのは不自然である。

また、オンライン記録によると、申立期間②に近接する昭和52年10月から同年12月までの期間は、当初未納期間とされていたが、特殊台帳の記載により納付済期間に訂正されており、行政側の記録管理が適切に行われていなかったことが認められることから、申立期間②についてもその可能性がある。

さらに、申立期間②直後の昭和53年度に係る国民年金保険料は、昭和54年5月に一括して過年度納付していることが確認できることから、先に経過した月であり、より安価な申立期間②の保険料を納付しないのは不自然である。

2 一方、申立期間①について、申立人は、会社を退職した昭和 39 年ごろに、その両親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする両親は既に他界していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録では、申立人は、昭和 43 年 3 月 1 日に国民年金に加入していることが確認できることから、その時点では、申立期間①は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人は当該期間の前後を通じて同一区内に居住しており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月まで

私は、昭和 43 年 9 月に会社を退職した後、国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、私が納付書により区役所や金融機関で納付していた。私が所持している家計簿の 49 年 4 月及び同年 10 月の欄には、申立期間の保険料の納付額が記載されているにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の家計簿の一部を所持しており、昭和 49 年 10 月の欄に国民年金保険料を支出したとして記載されている金額は、49 年 4 月から同年 9 月までの期間の保険料額と一致し、その記載内容にも信憑性が認められることから、申立人は、申立期間のうち、同年 4 月から同年 9 月までの期間の保険料を納付していたものと推認できる。

また、申立期間は 12 か月と短期間であり、申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みとされている上、申立期間の前後を通じて申立人の住所やその夫の仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、昭和 43 年 9 月に国民年金に加入し、47 年 12 月からは任意加入被保険者として国民年金保険料を納付しており、申立期間を除く国民年金加入期間に未納は無いことから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から48年3月まで

私は、私の夫が事務所を開設した昭和43年12月に、区役所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金手帳を交付されたと記憶している。国民年金保険料については、同区役所で44年12月の保険料から印紙により、夫婦二人分を納付した。一緒に保険料を納付していた夫の申立期間の保険料は納付済みであるにもかかわらず、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、区役所で印紙により3か月分ずつ、夫婦二人分を一緒に納付していたと主張しているところ、当時、同区役所では、印紙検認方式により保険料の収納を行っており、確認できる範囲において夫婦の保険料は同一日に納付されていることから、申立人の主張に特段不合理な点は認められない。

また、オンライン記録によると、申立期間に近接する昭和47年7月から同年9月までの国民年金保険料については、当初、未納とされていたが、申立人が保管していた領収証書によって、平成22年8月に納付済みに訂正されている上、申立人の特殊台帳には、申立人の氏名及び生年月日が誤って記載されていることから、当時の行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

さらに、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとするその夫の申立期間の保険料は、納付済みとされていることから、申立人のみ保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

加えて、申立期間は6か月と短期間であり、申立人は、国民年金に任意加入している上、申立期間を除き、国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成4年1月1日から10年5月1日までの期間及び同年7月1日から13年4月1日までの期間の標準報酬月額については、
〈標準報酬月額〉（別添一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成4年1月1日から13年4月1日まで
ねんきん定期便と照合したところ、平成4年1月から13年3月までの厚生年金保険の標準報酬月額が、私が所持している給料明細書から確認できる厚生年金保険料の標準報酬月額と相違していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、給与明細書がある平成4年1月から同年12月まで、5年4月から10年4月まで、同年7月から11年5月まで、同年7月から同年8月まで及び同年11月から12年11月までの標準報酬月額については、給料明細書において確認できる報酬月額もしくは保険料控除額から〈標準報酬月額〉（別添一覧表参照）に訂正することが必要である。

また、給料明細書が無い平成5年1月から同年3月まで、11年6月、

及び同年9月から10月までは、上記給与明細書のうち、その前後の期間の給与明細書の報酬月額又は、保険料控除額から<標準報酬月額>（別添一覧表参照）に訂正することが妥当である。

さらに、上記と同様に給与明細書が無い平成12年12月から13年3月までは、12年10月の給与明細書の報酬月額から<標準報酬月額>（別添一覧表参照）に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、上記給与明細書が無い期間について、事業主が実際の給料より低い報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出たと述べていることから、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成10年5月及び同年6月の標準報酬月額については、申立人が保管する給与明細書から、申立人の報酬月額に基づく標準報酬月額又は事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に基づく標準報酬月額と、オンライン記録上の標準報酬月額が同額か、これより低い額であることが確認できることから、記録を訂正する必要は認められない。

別添

期間	標準報酬月額
平成4年1月	44万円
平成4年2月	47万円
平成4年3月及び同年4月	44万円
平成4年5月及び同年6月	34万円
平成4年7月	44万円
平成4年8月及び同年9月	36万円
平成4年10月	38万円
平成4年11月	41万円
平成4年12月	44万円
平成5年1月から同年3月まで	41万円
平成5年4月及び同年5月	41万円
平成5年6月	38万円
平成5年7月	36万円
平成5年8月及び同年9月	41万円
平成5年10月及び同年11月	36万円
平成5年12月	50万円
平成6年1月から同年3月まで	41万円
平成6年4月及び同年5月	38万円
平成6年6月及び同年7月	41万円
平成6年8月	38万円
平成6年9月	47万円
平成6年10月	38万円
平成6年11月及び同年12月	41万円
平成7年1月から同年4月まで	44万円
平成7年5月	38万円
平成7年6月	50万円
平成7年7月	47万円
平成7年8月	41万円
平成7年9月	47万円
平成7年10月	50万円
平成7年11月	47万円
平成7年12月及び8年1月	44万円
平成8年2月	50万円
平成8年3月及び同年4月	53万円
平成8年5月	50万円
平成8年6月	47万円
平成8年7月	53万円

平成8年8月	38万円
平成8年9月	50万円
平成8年10月	56万円
平成8年11月	50万円
平成8年12月	41万円
平成9年1月及び同年2月	56万円
平成9年3月	59万円
平成9年4月	50万円
平成9年5月	47万円
平成9年6月	53万円
平成9年7月	59万円
平成9年8月	38万円
平成9年9月	56万円
平成9年10月	59万円
平成9年11月	44万円
平成9年12月	47万円
平成10年1月から同年3月まで	41万円
平成10年4月	38万円
平成10年7月及び同年8月	38万円
平成10年9月及び同年10月	30万円
平成10年11月	38万円
平成10年12月	44万円
平成11年1月及び同年2月	53万円
平成11年3月	44万円
平成11年4月	47万円
平成11年5月	38万円
平成11年6月及び同年7月	44万円
平成11年8月	41万円
平成11年9月及び同年10月	44万円
平成11年11月	41万円
平成11年12月	44万円
平成12年1月	47万円
平成12年2月及び同年3月	53万円
平成12年4月	47万円
平成12年5月から同年8月まで	41万円
平成12年9月	38万円
平成12年10月	47万円
平成12年11月	44万円
平成12年12月から13年3月まで	47万円

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和31年10月1日から32年8月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立人の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を1万8,000円に訂正することが必要である。

申立期間のうち、昭和32年8月1日から33年12月1日までの期間について、申立人は、係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を32年8月1日に、同資格の喪失日に係る記録を33年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和32年8月から33年11月までの厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年10月1日から32年8月1日まで
② 昭和32年8月1日から33年12月1日まで

昭和31年10月から32年7月までの標準報酬月額が、当時の記録と相違していないか調べてほしい。

また、私は、昭和32年8月1日から33年11月30日までの期間、A社B支店で継続して勤務していたが、当該期間の厚生年金保険被保険者の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録では、申立人の標準報酬月額は1万2,000円と記録されているが、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立人の当該期間に係る標準報酬等級は2万2,000円（厚生年金保険の標準報酬月額は1万8,000円に相当）と記載されている。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額が1万8,000円であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

申立期間②について、申立人が、昭和35年9月に入社したC社（現在は、D社）の人事記録の職歴欄の記載、複数の同僚の証言及び同僚が所持している申立人から受け取った手紙の内容から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和32年8月1日に、同社から同社B支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和32年7月の社会保険事務所の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に、事業主から当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届が提出されていた場合には、その後、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届などを提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和32年8月から33年11月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち昭和20年4月1日から同年8月31日までの期間に係る厚生年金保険の被保険者種別については、第三種被保険者であったと認められることから、当該期間における厚生年金保険被保険者資格の被保険者種別に係る記録を第三種被保険者に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年12月ごろから20年4月1日まで
② 昭和20年4月1日から同年8月31日まで

私は、徴用により昭和19年11月に健康検査を受けた後、訓練所での訓練を経て、同年12月末からA社B坑でC職として働いていたが、厚生年金保険の記録は20年4月1日からとなっており、加入期間が4か月足りない上、第一種被保険者となっていて事実と違う。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人の当該期間における勤務状況の詳細な記憶から、申立人が当該期間においてA社B坑でC職として勤務していたことが認められるが、オンライン記録では、被保険者種別は第一種となっている。

しかしながら、事務センターは、「A社B坑を管轄する社会保険事務所（当時）が火災に見舞われ、被保険者名簿等が一部消失した。復元したものの、完全には復元されていない。」と回答しており、同社B坑に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人が記載されておらず、当該期間における被保険者種別について確認ができない。

一方、申立人がA社B坑の前に勤務していた事業所に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）では、申立人の当該期間に係る坑内夫該否の欄に、坑内夫を意味する「坑」と記載されているとともに疑問符が付されていることが確認できる。

また、申立人が記憶している申立人と同様の業務に従事していた上司は、オンライン記録では当該期間において第三種被保険者として記録されている。

さらに、申立人の当該期間における標準報酬月額は、当該事業所における第三種被保険者の標準報酬月額と同程度であり、第一種被保険者と比較して相当程度高いことが確認できる。

これらのことから、事業主は、申立人の当該期間に係る厚生年金保険の被保険者種別について、第三種被保険者として社会保険事務所に届出を行ったと推認でき、この推認を妨げる特段の事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の当該期間に係る厚生年金保険の被保険者種別については、第三種被保険者であったと認められる。

一方、申立期間①について、申立人は、A社B坑で勤務するようになった経緯について詳細に記憶している。

しかし、A社B坑に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿から、連絡先が判明した26名に照会したところ、12名から回答があったものの、申立人を記憶している者はおらず、申立人の勤務開始時期について証言を得られない上、当時の厚生年金保険の取扱いについても記憶していない。

また、申立人は、同時に徴用された者を8名記憶しているが、そのうち7名は姓のみしか記憶していないことから厚生年金保険の記録や連絡先を確認することができず、姓名を記憶していた1名も厚生年金保険の加入記録は確認できないほか、申立人が記憶している上司も既に死亡しているため、これらの者から証言を得ることができない。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳の被保険者資格の取得及び喪失に係る記録は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

加えて、A社は既に解散しており、同社の関連企業のD社も、当時の賃金台帳等の資料を保管していないため申立人の在籍期間や当時の社会保険の取扱いについては不明であると回答しているほか、申立人も給与明細書等の資料を所持していないことから、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和21年3月30日から23年10月1日までの期間、26年2月28日から同年3月14日までの期間及び同年8月1日から同年9月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、F社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を23年10月1日に、同社C支店における同資格の取得日に係る記録を26年2月28日に、同社C支店における同資格の喪失日に係る記録を同年9月1日にそれぞれ訂正し、当該期間の標準報酬月額を21年3月は130円、同年4月から22年4月までは270円、同年5月から23年7月までは600円、同年8月及び同年9月は7,200円、26年2月及び同年8月は8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年3月30日から23年10月1日まで
② 昭和26年2月28日から同年3月14日まで
③ 昭和26年8月1日から同年9月1日まで
④ 昭和49年10月1日から同年11月1日まで

父は、昭和19年10月1日にA社で厚生年金保険の被保険者資格を取得して以降、継続して勤務し、厚生年金保険も継続して加入していたはずであるが、申立期間の被保険者記録が無いので、記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の長男が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が所持していた辞令、同僚の供述及び雇用

保険の記録から、申立人が当該期間にA社に勤務していたことが認められる。

また、F社は、「申立人に該当する関係記録は無いが、社員の関係資料は法定保管期限超過のため一部廃棄されている可能性がある。申立人は、継続して勤務していたと思われる。継続して勤務していれば通常、厚生年金保険料は控除されている。」と回答している。

なお、上記の辞令には、申立人が昭和21年11月25日付けでA社B出張所勤務を命じられている旨の記載が確認できるが、同社B出張所は、23年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立人の申立期間①における被保険者資格は、本来、A社において引き続き有すべきものである。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和21年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、同年3月は130円、同社における厚生年金保険被保険者の資格取得日が申立人と同日の同僚の同年4月から23年9月までの社会保険事務所の記録から、21年4月から22年4月までは270円、同年5月から23年7月までは600円、同年8月及び同年9月は7,200円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②及び③について、雇用保険の加入記録、申立人が所持しているA社の辞令から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（申立期間②は、昭和26年2月28日に同社B出張所から同社C支店に異動、申立期間③は、同年9月1日に同社C支店から同社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和26年3月及び同年7月の社会保険事務所の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②及び③の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない

と判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間④について、申立人の長男は、申立人が、D社に昭和49年9月30日まで勤務し、同年10月1日からE社に勤務したと主張している。

しかし、申立人と一緒にD社からE社に転職したとする同僚の厚生年金保険の被保険者資格取得日も、申立人と同じ昭和49年11月1日であることが確認できる。

また、上記同僚は、「1、2週間も空けずにE社で勤め始めたと思う。給料も継続して受け取っていたが、厚生年金保険料が控除されていたかどうかは覚えていない。」と供述している。

さらに、E社における厚生年金保険の被保険者資格取得日が申立人と同じ昭和49年11月1日である同僚3名に照会したところ、1名は申立人を覚えておらず、ほかの2名は申立人のことを覚えているものの、申立人の入社時期については覚えていないと回答しているため、申立期間④に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人は、当該期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す給与明細書を所持しておらず、保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和43年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年11月1日から同年12月1日まで
私は、A社から同社C事業所へ昭和43年12月1日に転勤し、継続して勤務していた。

しかし、厚生年金保険の記録では、昭和43年11月1日から同年12月1日までの期間が厚生年金保険被保険者期間となっていない。

A社本社から支給された昭和43年12月分の給与明細書及び同社C事業所が発行した43年分給与所得の源泉徴収票を提出するので、申立期間を被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言、申立人が所持する昭和43年12月分給与明細書及びA社C事業所が発行した43年分給与所得の源泉徴収票から判断すると、申立人は申立期間において同社に継続して勤務し（昭和43年12月1日に、A社から同社C事業所へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る厚生年金保険被保険者原票に記載されている申立人の昭和43年10月の定時決定の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は不明であるとしており、このほかに

確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成9年8月から同年9月までは26万円、同年10月から同年12月までは28万円、10年1月は26万円、同年2月から同年7月までは28万円、同年8月は24万円、同年9月は28万円、同年10月は32万円、同年11月は34万円、同年12月は30万円、11年1月から同年3月までは34万円、同年4月は26万円、同年6月は30万円、同年7月は34万円、同年8月は30万円、同年9月は34万円、同年10月から同年11月までは28万円、同年12月から12年1月までは26万円、同年2月から同年4月までは28万円、同年5月は26万円、同年6月から同年9月までは28万円、同年10月は26万円、同年11月は28万円、同年12月は26万円、13年2月から同年3月までは28万円、同年4月から同年5月までは26万円、同年6月から同年7月までは28万円、同年8月は26万円、同年9月から同年11月までは28万円、同年12月は24万円、14年1月から同年10月までは28万円、同年11月から15年3月までは30万円、同年4月は28万円、同年5月は32万円、同年6月は34万円、同年7月は32万円、同年8月は30万円、同年9月は32万円、同年10月から同年12月までは30万円、16年1月から同年3月までは36万円、同年4月は28万円、同年5月から同年6月までは30万円、同年7月は36万円、同年8月は30万円、同年9月は28万円、同年10月から同年11月までは24万円、17年1月は26万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成15年8月1日、同年12月1日、16年8月1日及び同年12月1日に係る標準賞与額に係る記録を、15年8月1日は8万円、同年12月1日は1万円、16年8月1日は10万円、同年12月1日は1万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申立期間：① 平成9年8月1日から17年2月1日まで
② 平成15年8月1日
③ 平成15年12月1日
④ 平成16年8月1日
⑤ 平成16年12月1日

私は、平成9年8月1日から17年2月1日まで、A社でB業務を行っていた。ねんきん定期便で確認したところ、標準報酬月額が給与支給額より低い記録になっていた。しかし、所持している給与明細書の厚生年金保険料は、給与支給額を基にして算出され控除されているので、標準報酬月額を正当な額に訂正してほしい。

また、賞与からも厚生年金保険料が控除されているが、賞与に係る厚生年金保険の記録が無いので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑤までについて、申立人は、標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額及び標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額と申立人の報酬月額及び賞与額のそれぞれに基づく標準報酬月額及び標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額及び標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が所持している給与支給明細書(平成9年8月分から17年1月分まで)において認められる報酬月額もしくは事業主が源泉控除していた保険料控除額から、9年8月から同年9月までは26万円、同年10月から同年12月までは28万円、10年1月は26万円、同年2月から同年7月までは28万円、同年8月は24万円、同年9月は28万円、同年10月は32万円、同年11月は34万円、同年12月は30万円、11年1月から同年3月までは34万円、同年4月は26万円、同年6月は30万円、同年7月は34万円、同年8月は30万円、同年9月は34万円、同年10月から同年11月までは28万円、同年12月から12年1月までは26万円、同年2月から同年4月までは28万円、同年5月は26万円、同年6月から同年9月までは28万円、同年10月は26万円、同年11月は28万円、同年12月は26万円、13年2月から同年3月までは28万円、同年4月から同年5月までは26万円、同年6月から同年7月までは28万円、同年8月は26万円、同年9月から同年11月までは28万円、同年12月は24万円、14年1月から同年10月までは28万円、

同年11月から15年3月までは30万円、同年4月は28万円、同年5月は32万円、同年6月は34万円、同年7月は32万円、同年8月は30万円、同年9月は32万円、同年10月から同年12月までは30万円、16年1月から同年3月までは36万円、同年4月は28万円、同年5月から同年6月までは30万円、同年7月は36万円、同年8月は30万円、同年9月は28万円、同年10月から同年11月までは24万円、17年1月は26万円とすることが妥当である。

また、申立人の標準賞与額については、申立人が所持している賞与支給明細書において認められる賞与額又は事業主が源泉控除していた保険料控除額から、平成15年8月1日は8万円、同年12月1日は1万円、16年8月1日は10万円、同年12月1日は1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間①から⑤までの厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行ったかは不明としているが、申立期間①については、給与支給明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が、当該期間のほぼ全期間にわたり一致しておらず、社会保険事務所（当時）に提出された平成16年分健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の写しに記載されている報酬月額が給与支給明細書記載の金額と相違していることが確認できることから、事業主は、給与支給明細書で確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められ、また、申立期間②から⑤までについては、当該期間において申立人と同様にA社から賞与の支給を受けたとする複数の同僚も、それぞれの賞与に係る記録が無いことから、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち平成11年5月、13年1月及び16年12月の標準報酬月額については、給与明細書により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額（11年5月は2万9,495円、13年1月は2万4,290円、16年12月は2万901円）に見合う標準報酬月額（11年5月は34万円、13年1月は28万円、16年12月は30万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（11年5月及び13年1月は24万円、16年12月は22万円）よりも高額であるものの、給与明細書に記載された報酬月額（11年5月は24万8,973円、13年1月は24万3,847円、16年12月は22万2,788円）に見合う標準報酬月額は、オンライン記録と一

致することから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和20年3月11日であると認められることから、申立期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、50円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年3月23日から20年3月11日まで

私は、昭和16年4月にA社B事業所に就職し、C軍への入隊のために退職届を出した20年3月10日まで勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。給与明細書等は残っていないが、勤務していたことは間違いないので申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA社の青年団の辞令及び申立人が名前を挙げた同僚の供述から、申立人は、同社において厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和19年3月23日以降も同社で勤務していたものと推認できる。

また、申立人は、「昭和20年3月15日にC軍に入隊するに当たり、当時の戦況から戦地へ向かえば戦死あるのみと考え、会社に籍を置くことなく同年3月10日付けで退社し、翌日11日に入隊記念の送別会を行い入隊した。」と供述しているところ、申立人が提出した送別会の写真に写っている同僚も送別会のことを記憶している上、申立人の軍歴資料の写しにより20年3月15日にC軍に入隊していることが確認できる。この事実経過の説明は具体的かつ信ぴょう性もあることから、申立人は申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

一方、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において申立人の資格喪失日は昭和19年3月23日と記載されているところ、備考欄には

「全期間に対応する名簿 20.11（焼失・紛失）」及び「全部照合不能台帳 31.9.11」と記載されていることが確認できる。

また、日本年金機構D事務センターは、「労働者年金保険被保険者台帳索引票から申立人が昭和 17 年 1 月 1 日に資格を取得していることが確認できるものの、申立期間当時の厚生年金保険被保険者名簿は保管されていない。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る年金記録の管理は適切であったとは認められず、申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格の資格喪失日は昭和 20 年 3 月 10 日と認められる。

なお、申立期間のA社B事業所に係る標準報酬月額については、申立人の厚生年金保険被保険者台帳の記録から、50 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における船員保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和25年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年10月31日から25年7月21日まで
社会保険事務所(当時)に船員保険被保険者期間の照会を行ったところ、B船における乗船期間の一部が被保険者期間とされていないということだったが、A社所有のB船に昭和22年11月15日に乗り、船員手帳にはつきりと同年11月15日雇入れ、25年7月20日に雇止めと記載がある。船員保険被保険者の資格喪失日と船上勤務の終了した日が異なるので、調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している船員手帳にB船における乗船勤務について、昭和22年11月15日に雇入れ、25年7月20日にC地において雇止めとするという旨の記載と同日の海運支局の押印があることから、申立人は、申立期間においてB船に乗船勤務していたことが認められる。

また、上記の船員手帳には、昭和25年7月20日におけるB船の雇止事由が「船員法第41条第1項の第2号に依る」と記載されているところ、これは、雇入条件の変更を申立人が受け入れないため雇止めとなったことを意味していることから、申立人は申立期間においてもその直前の期間と同様の勤務形態であったことが認められる。

さらに、上記の船員手帳における船員保険関係欄には、申立人の船員保険被保険者の資格取得日が昭和22年11月15日、同資格の喪失日が25年

7月 20 日と記載されており、A社が記名及び押印していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、申立人に係る船員保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は連絡先が不明のため、照会することができないが、事業主は、申立人の申立期間において船員保険の適用事業所でありながら、社会保険事務所に昭和 24 年 10 月 31 日付けで適用事業所に該当しなくなった旨の届出を行っていたと認められることから、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和26年9月11日から同年10月1日までの期間について、A事業所の事業主は、申立人が同年9月11日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年10月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和26年10月1日から29年5月21日までの期間については、B事業所の事業主は、申立人が26年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、29年5月21日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年7月1日から30年9月1日まで
② 昭和30年12月1日から31年5月21日まで
③ 昭和33年11月29日から35年1月4日まで
④ 昭和36年5月2日から37年2月1日まで

夫は、昭和25年7月から36年ごろまで、L施設でM職、N職及びO職として働いていた。それにもかかわらず、厚生年金保険の記録では、申立期間①から③までの被保険者記録が欠落している。

また、昭和36年ごろからは、C事業所から引き抜かれる形でJ社に勤務し始めた。それにもかかわらず、申立期間④の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。

夫に働いていない期間があったということはありませんので、申立期間①から④までを厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和26年9月11日から同年10月1日までの期間及び同年10月1日から29年5月21日までの期間について、A事業所及びB事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で、生年月日の同じ者が、A事業所では26年9月11日に被保険者資格を取得し、同年10月1日に同資格を喪失、B事業所では同年10月1日に被保険者資格を取得し、29年5月21日に同資格を喪失していることが確認できる。

また、A事業所及びB事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の妻から提出された申立人の手帳（アドレス帳）に駐留軍施設内で勤務していた当時の同僚として記載されている者の被保険者記録が確認できることから、申立人が同事業所に勤務していたことが認められる。

さらに、D防衛事務所によると、同事務所が保管している申立人の厚生年金保険個人別台帳には、事業所名は不明であるが、申立人が昭和26年9月11日に被保険者資格を取得し、同年10月1日に同資格を喪失、同年10月1日に被保険者資格を取得し、29年5月22日（B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録されている資格喪失日とは1日相違。）に同資格を喪失している旨が記載されていることが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の記録であり、A事業所の事業主は、申立人が昭和26年9月11日に被保険者資格を取得し、同年10月1日に同資格を喪失した旨の届出を、B事業所の事業主は、同年10月1日に被保険者資格を取得し、29年5月21日に同資格を喪失した旨の届出をそれぞれ社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間①のうち、昭和26年9月及び同年10月から29年4月までの標準報酬月額については、上記のA事業所及びB事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から8,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち、昭和26年7月1日から同年9月11日までの期間及び29年5月21日から30年9月1日までの期間について、前述の同僚は既に死亡しており照会することができない上、申立人の妻が名前を挙げた同僚に照会したが、病気のために当時の詳細については回答を得ることができなかった。

また、D防衛事務所によると、前述の申立人の厚生年金保険個人別台帳

には、当該期間についての記載は無かった上、このほか当時の関連資料は保管されていないことから申立人の当該期間における勤務実態及び保険料控除を確認することができない。

申立期間②について、申立人は死亡しており、申立期間②の具体的な勤務地、事業所名及び同僚の名前が分からないため、申立てに係る事業所を特定することができないことから、申立人の申立期間②の直前及び直後に厚生年金保険被保険者記録があるE社及びF事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の者に対して照会を行ったが、申立人の勤務実態が推認できる証言は得られなかった。

また、D防衛事務所によると、前述の申立人の厚生年金保険個人別台帳には、当該期間についての記載は無かった上、このほか当時の関連資料は保管されていないことから申立人の当該期間における勤務実態及び保険料控除を確認することができない。

申立期間③について、G社が保管していた申立人が昭和62年当時書いた履歴書の職歴欄によると、申立期間③の時期はH事業所に勤務していた旨の記載があったところ、社会保険事務所の記録によると、同事業所は、34年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間③のうち33年11月29日から34年11月1日までの期間は適用事業所ではないことが確認できる。

また、H事業所の新規適用日である昭和34年11月1日に被保険者資格を取得している14名全員は、同日より前においてはC事業所で厚生年金保険に加入していることから、C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の1ページ目から35年1月4日までに被保険者資格を取得している者が記載されているページまでを縦覧したが、申立人の名前は確認ができなかった。

さらに、申立期間③のうち、昭和34年11月1日から35年1月4日までの期間について、H事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から当該期間に被保険者であった者10名に対して照会を行ったところ、5名から回答があり、うち2名は申立人のことは覚えているものの、申立人の同事業所における勤務開始時期については明確に記憶していなかったため、当該期間の申立人の勤務実態が推認できる証言は得られなかった。

加えて、D防衛事務所によると、前述の申立人の厚生年金保険個人別台帳には、申立期間③についての記載は無かった上、このほか当時の関連資料は保管されていないことから申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認することができない。

申立期間④について、申立人の妻が名前を挙げた申立人の先輩は、「私は、I社の社員であったが、はじめのころは、J社の事務所の一角を借り、資金も援助してもらっていたようである。」と証言しているところ、同氏

及び I 社の社長の厚生年金保険被保険者記録は、同社が厚生年金保険の適用事業所となる前は、J 社にあることが確認できたことから、I 社の新規適用日に同社で被保険者資格を取得し、その直前までは J 社に被保険者記録がある者 14 名に対して照会をした結果、12 名から回答があった。うち、申立期間④中である昭和 36 年 7 月及び同年 12 月に当該事業所で被保険者資格を取得している 2 名の同僚は、「申立人が入社した正確な時期は覚えていないが、私が入社した時には、申立人はまだ勤務していなかった。」旨の証言をしている上、ほかの同僚は、申立人の勤務開始時期について明確に記憶していないため、当該期間の申立人の勤務実態が推認できる証言は得られなかった。

また、J 社の後継会社である K 社は、「J 社の書類はすべて、現在は保管されておらず、申立人の在籍の事実を確認することはできなかった。」旨の回答していることから、申立人の当該期間における勤務実態及び保険料控除を確認することができない。

さらに、申立人は申立期間①のうち昭和 26 年 7 月 1 日から同年 9 月 11 日までの期間及び 29 年 5 月 21 日から 30 年 9 月 1 日までの期間並びに申立期間②から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年10月1日から42年3月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を40年10月1日に、同資格の喪失日に係る記録を42年3月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月1日から39年10月1日まで
② 昭和39年10月1日から42年3月21日まで

私は、昭和37年4月1日から39年9月30日までB社の支店に勤めていた。事務員と一緒に社会保険事務所（当時）へ従業員の保険料を支払に行った記憶がある。

また、私がB社に勤めていたとき、隣にC協会があり、D職の方の出入りが多く、引き抜かれて昭和39年10月1日に一般事務職としてA社に入社し、同社で知り合った夫と一緒に42年3月20日に同社を退職した。

私は、確かにそれぞれの会社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、複数の同僚及びA社において厚生年金保険被保険者記録（昭和39年4月1日資格取得、42年3月21日資格喪失）が確認できる申立人の夫の証言から、申立人は、当該期間のうち、40年10月1日から42年3月20日までの期間において、同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人と数箇月一緒に勤務し、申立人が退社後、申立人の業務を引き継いだと述べている同僚の女子社員には、厚生年金保険の被保険者としての記録が存在する。

さらに、複数の同僚は、「A社では一般事務職の女子社員は一人か二人しかおらず、ひとりもない時期もあった。」と証言しているところ、オンライン記録において確認できる同社における女子社員の厚生年金保険被保険者は、5名であり、その加入期間も最短で3か月、最長で81か月であること、及び女子社員の被保険者がひとりもない期間があることが確認できることから、同社では、一般事務職の女子社員については、厚生年金保険に加入させる取扱いであったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年10月1日から42年3月21日までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立人の夫は、「妻は、自分より1年ぐらい後にA社に入社した。」と証言している上、昭和39年10月1日から40年10月1日までの期間において同社の厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚は、「申立人を記憶していない。」と回答するなど、当該期間において、申立人が同社に勤務していたことをうかがわせる具体的な証言を得ることができない。

また、当時の事業主は既に死亡しており、A社は昭和52年4月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、申立人は、当該期間において、同社に勤務していたことを示す給与明細書等の資料を所持していない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、昭和40年10月から42年2月までの標準報酬月額については、上記の申立人の業務を引き継いだ同僚のA社における被保険者記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は死亡しており確認することはできないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないことは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和40年10月から42年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業

主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①について、申立人は、B社の初代及び二代目の事業主の名前を記憶しており、同社の事業主も当社に勤務していたようだと証言していることから、期間は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録から、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成9年4月1日であり、当時は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、事業主は、「当時B社は厚生年金保険に加入していなかったため、厚生年金保険料も控除していない。」と回答しており、申立人も厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す給与明細書等の資料を所持していないため、厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成16年6月1日から17年5月21日までの期間について、申立人の標準報酬月額記録を16年6月から同年9月までは30万円、同年10月から17年4月までは28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、平成17年12月1日から18年4月29日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年6月1日から17年5月21日まで
② 平成17年9月1日から18年4月29日まで

私は、平成16年6月にA社に入社し、17年5月に退社するまで35万円の給料をもらっていた。また、同年9月にB社に入社し、18年4月に退社するまで30万円の給料をもらっていた。どちらの会社も、支払われた給料に比べ標準報酬月額が低くなっている。調査して標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、当該期間のうち、平成17年1月から同年4月までの給与明細書を所持しており、当該給与明細書から、申立人は、標準報酬月額28万円に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間①のうち、給与明細書を所持していない期間については、C市役所から提出された平成16年分市民税・県民税証明書に記載されている社会保険料控除額から、申立人は、給与明細書を所持している期間と同額の厚生年金保険料を控除されていたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間①の標準報酬月額は、平成16年分市民税・県民税証明書の社会保険料控除額から、同年10月の厚生年金保険料率の改定前である同年6月から同年9月までは30万円、改定後である同年10月から同年12月までは28万円とし、17年1月から同年4月までの給与明細書から、同年1月から同年4月までは28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、給与明細書等において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書等で確認できる社会保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②のうち、平成17年12月1日から18年4月29日までの期間について、申立人の所持する同年2月の給与明細書及びC市役所から提出された平成18年分市民税・県民税証明書の社会保険料控除額から判断すると、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準報酬月額は、平成18年2月の給与明細書及び平成18年分市民税・県民税証明書の社会保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書等で確認できる厚生年金保険料額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②のうち、平成17年9月1日から同年12月1日までの

期間について、申立人は給与明細書を所持していない。

また、申立人が所持する平成 18 年 2 月の給与明細書と同額の保険料が控除されていたと仮定して算出した 17 年の社会保険料控除の合計額は、C 市役所から提出された平成 17 年分市民税・県民税証明書に記載されている社会保険料控除額を大きく上回る。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、当該期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 45 年 7 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、46 年 2 月 1 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、3万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 7 月 1 日から 46 年 2 月 1 日まで
私は、昭和 45 年 4 月にA社（後にB社と名称変更）に入社し、D市のE所でF業務をし、以降、46 年 1 月末まで勤務していた。しかし、同社で勤務していた期間の厚生年金保険の記録の一部が欠落しているのはおかしいので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の詳細な供述内容及び同僚の証言から判断すると、申立人が申立期間において、A社に継続して勤務していたと認められる。

また、A社の元社員から、「A社は、昭和 45 年 6 月の組織変更により、従来のG部門とH部門などが分離独立した。」との証言があったことから調査したところ、同社は 45 年 6 月 1 日付けでB社と名称変更した後、同年 7 月 1 日付けでC社（事業主は同一人物）として厚生年金保険の新規適用事業所となっていることが確認できる。

さらに、C社に係る事業所別被保険者名簿を確認したところ、申立人と同姓同名で同一生年月日の基礎年金番号に未統合の被保険者記録（昭和 45 年 7 月 1 日に資格取得、46 年 2 月 1 日に資格喪失）が確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記被保険者記録は、申立人の記録であり、事業主は、申立人が昭和 45 年 7 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格

を取得し、46年2月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の被保険者記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和45年11月1日から47年11月14日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を45年11月1日に、同資格の喪失日に係る記録を47年11月14日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を45年11月から46年9月までは6万円、同年10月から47年9月までは6万4,000円、同年10月は8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年3月22日から34年2月1日まで
② 昭和43年10月1日から44年1月1日まで
③ 昭和45年11月1日から47年11月14日まで
④ 平成15年4月1日から18年10月1日まで

申立期間①について、私は、中学校を卒業直後の昭和32年3月22日にA社に入社したが、高校へ進学するため34年1月末に退職した。高校卒業後いったん別の会社に就職し、37年10月1日にA社に再入社した。再入社した時の厚生年金保険の被保険者記録はあるのに、最初に入社した時の記録が無いのはおかしい。

申立期間②について、B社に、昭和43年10月1日から44年2月23日まで勤務したが、43年10月1日から44年1月1日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いのはおかしい。

申立期間③について、昭和45年11月1日からC社に勤務し、E業務を行っていた。その後、法人を設立して同業務を請け負うまでの期間は、同社の社員として働いていたのに、厚生年金保険の被保険者記録が無いのはおかしい。

申立期間④について、平成14年4月にD社の代表取締役就任し、

15年4月ごろから厚生年金保険にも加入したはずなのに、18年10月1日に被保険者資格を取得したことになるのはおかしい。

申立期間①から④までについて、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、申立人の上司及び同僚の供述等により、申立人はC社に勤務していたことが認められる。

また、申立人及び同僚は、E業務に従事していた従業員は申立人のほか2名であった旨を述べているところ、当該2名の同僚には、C社における厚生年金保険の加入記録が確認できる。

さらに、上記の2名は、「申立人は私と同じように働いていたので、厚生年金保険の加入記録が無いのはおかしいと思う。」と供述している。

加えて、申立期間③当時の事業主は、「申立人は正社員として働いていた期間があり、正社員であれば通常は厚生年金保険に加入させていたはずだ。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、標準報酬月額については、同僚の当該期間に係る社会保険事務所（当時）の記録から、昭和45年11月から46年9月までは6万円、同年10月から47年9月までは6万4,000円、同年10月は8万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であると回答しているが、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出されていた場合には、その後に健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったことになるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和45年11月から47年10月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、申立人は勤務状況について詳細に記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、昭和37年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①当時には適用事業所でなかったことが確認できる。

申立人はこの適用年月日について、「当時のA社の社長に是非戻って来てくれ、と言われて昭和37年に同社に再入社した際、厚生年金保険に加入することを条件にしたので、急きょ厚生年金保険への適用事業所となるための手続が執られた。」と供述していることを踏まえると、申立人は、申立期間①においては、同社が適用事業所でなかったことを知っていたものとみられる。

また、A社は既に解散している上、当時の事業主も既に死亡しているため、保険料控除等について聴取することができない。

申立期間②について、申立人は当該期間に係る鮮明な記憶があることから、B社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社の人事担当は、「当社では委任契約期間を設けており、入社後3か月間は試用期間として厚生年金保険に加入させない制度となっており、申立期間②当時から現在に至るまで、この制度は継続している。」と回答している。

また、申立人も上記の制度が存在していたことを認めている。

申立期間④について、申立人が平成14年4月15日付けで代表取締役役に就任した旨の記載があるD社の商業登記簿謄本及び申立人が提出した預金通帳の写しから判断すると、申立人が同社に勤務していたことは認められる。

しかし、平成12年3月31日から18年10月2日までの期間、申立人は国民健康保険の被保険者となっている上、平成15年度及び16年度には国民健康保険料を納付していることが確認できることから、申立人が申立期間④に厚生年金保険に加入していたとは考え難い。

また、申立人が提出した平成17年分及び18年分の給与所得の源泉徴収票について、「支払金額」と「社会保険料等の金額」とを比較してみると、「支払金額」は17年分の方が18年分に比して多いが、「社会保険料等の金額」は18年分の方が17年分に比して多いなど、記載内容に整合性が欠ける上、申立人が提出した17年12月分の給与明細書に記載されている社会保険料控除額を基に年間の社会保険料控除額を試算した金額と前記の17年分の給与所得の源泉徴収票の「社会保険料等の金額」とを比較してみても、両者の間には大きな相違がみられ、これらの源泉徴収票及び給与明細書をもって、当該期間における厚生年金保険料の控除をうかがうことはできない。

さらに、当時の事務担当者から社会保険の取扱いについて聴取したところ、「金額の詳細については分からない。」と述べ、当時代表取締役であった申立人は、「私は資金繰りに忙しかつたので、社会保険関係の事務については注意していなかった。」と述べている。

このほか、申立人の申立期間①、②及び④に係る厚生年金保険料の控除

をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社B所における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和25年4月10日であると認められることから、当該期間に係る同資格の取得日に係る記録を訂正する必要がある。

また、申立人は、昭和28年10月5日から同年11月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C所における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を同年10月5日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る昭和28年10月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年4月10日から同年4月26日まで
② 昭和28年10月5日から同年11月1日まで

私は、昭和25年1月にA社に入社以来、数箇所転勤し、平成元年2月末に定年退職するまで勤務していたが、同社B所勤務時の昭和25年4月10日から同年4月26日までの期間及び28年10月5日から同年11月1日までの期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。厚生年金保険の未加入期間が発生することは有り得ないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人は、A社において昭和25年1月9日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年4月10日に同資格を喪失後、同年4月26日に同社B所において、再度同資格を取得している。

しかし、A社保管の人事記録及び雇用保険の記録から、申立人は、昭和25年4月10日に同社から同社B所に異動し、同社に継続して勤務してい

たことが認められることから、申立人の同社B所における厚生年金保険の被保険者資格取得日に係る記録を同日にすることが必要である。

申立期間②について、A社保管の人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和28年10月5日に、A社B所から同社C所に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社C所における昭和28年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成14年7月及び同年8月は16万円、同年9月から同年11月までは18万円、同年12月及び15年1月は19万円、同年2月は18万円、同年3月は20万円、同年4月及び同年5月は17万円、同年6月から16年8月までは20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年7月12日から16年9月21日まで
A社にB職として勤務していた平成14年7月から16年8月までの期間の標準報酬月額が、当時受け取っていた給与の額と相違している。最初の給与は16万円ほどであったが、最終的には手取りで交通費を含め、22万円ほど受け取っていた。給与明細書の一部があるので、控除されていた厚生年金保険料に相当する標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書及びA社が保管する平成14年分から16年分までの所得税源泉徴収簿において確認できる厚生年金保険料控除額から、14年

7月及び同年8月は16万円、同年9月から同年11月までは18万円、同年12月及び15年1月は19万円、同年2月は18万円、同年3月は20万円、同年4月及び同年5月は17万円、同年6月から16年8月までは20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したかについては、給与明細書等において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）において記録されている標準報酬月額が申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社C支店における申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和54年3月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年3月28日から同年4月1日まで

私は、昭和34年4月1日にA社に入社し、平成10年10月1日の退職まで継続して同社に勤務していた。しかし、オンライン記録では、昭和54年3月28日付けで同社B支店から同社C支店に転勤した際の4日間の記録が欠落しているため、加入月数が1か月少なくなっている。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社が提出した在職証明書及び職員台帳から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（同社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社が保管している職員台帳に「昭和54年3月20日C支店経理課長兼庶務課長」の発令が記録されていることから、同社B支店の資格喪失日である同年3月28日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和54年4月のオンライン記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 9 月 1 日から 20 年 9 月 1 日まで

私は、A社に勤務していた平成 19 年 4 月から同年 6 月まで手術のため、入院治療を行っていた。その期間、業務ができないために給与が 23 万 5,000 円に減額されていたが、同年 7 月から職場復帰して元の 47 万円に戻った。同年 9 月から 20 年 8 月までの標準報酬月額が相違しているため、47 万円の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書並びに平成 19 年及び 20 年の給与所得の源泉徴収票において確認できる厚生年金保険料控除額から、44 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、誤った標準報酬月額（24 万円）で届出を

行ったことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人の報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は9万8,000円から38万円に訂正され、当該標準報酬月額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することにより、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額とならないとされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年9月1日から20年5月1日まで

平成6年から正社員として勤務していたA社の19年9月から20年8月までの標準報酬月額が実際の金額と大きく異なっていたので、年金事務所で確認したところ、事業主がミスを認め当時の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の訂正を行ってくれた。しかし、申立期間の厚生年金保険料が控除されていた給与明細書を所持しているのに時効前の同年5月から8月までの標準報酬月額しか訂正されなかった。時効後の期間についても記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初、9万8,000円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年6月14日に38万円に訂正されていることが確認できる。このような、政府の保険料徴収権が時効により消滅した場合、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る

被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされていることから、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正届に基づく標準報酬月額（38万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（9万8,000円）となっている。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の申立期間における標準報酬月額については、給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月 1 日から 38 年 4 月 1 日まで
② 昭和 38 年 4 月 1 日から 41 年 4 月 16 日まで
③ 昭和 41 年 5 月 2 日から 44 年 6 月 1 日まで

平成 20 年 6 月にねんきん特別便を見て、申立期間は、脱退手当金が支給されたことになっていたため社会保険事務所（当時）に年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を支給していると回答があった。

私は、A社を退職後に結婚したが、退職後2年も過ぎて脱退手当金の手続や受領した覚えは無いので、申立期間について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2年2か月後の昭和46年8月5日に支給決定されたこととなり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和44年11月*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、申立人は、昭和45年12月7日に国民年金に任意加入し、国民年金保険料を現年度で納付しており、年金に対する意識の高さがうかがえることを踏まえると、申立人が脱退手当金を請求する意思を有していたと

は考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を同年1月6日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年1月6日から同年4月1日まで

私は、A社に、昭和31年1月6日から勤務していたのに、厚生年金保険被保険者記録が、同年4月1日からとなっており、実際に勤務した期間に比べて3か月間少ないので、調査して申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

なお、申立期間当時は、大学生でA社のB部に所属しており、C業務等を行っていた。同社には、同じような大学生が10名ぐらいいた。

第3 委員会の判断の理由

申立人の詳細な記憶及び同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、申立人は、申立期間当時は、大学生でA社のB部に所属していたと供述しているところ、申立人が記憶している複数の同僚は、すべて同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)に記載されており、これらの同僚は、いずれも大学生で同社のB部に所属していたと証言している。

さらに、上記の同僚は、大学生としてA社のB部に所属していたとする期間においても、同社の被保険者となっている上、申立期間前後に同社の被保険者名簿に記載されている同僚に対する照会の結果、複数の同僚は、申立期間当時同社では試用期間は無かったと回答し、ほぼ全員が入社時期

と厚生年金保険の加入時期が一致している。

加えて、申立人の供述及び申立人と同じ大学生でB部員であった同僚の証言から、申立人は申立期間と厚生年金保険被保険者記録のある期間の業務内容及び勤務形態に変化は無かったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

事業主が当該期間の申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る記録を平成3年2月から同年6月までは38万円、同年7月から5年1月までは44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月1日から5年2月26日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際にもらっていた給料に比べ少ないので、調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成3年2月から同年6月までは38万円、同年7月から5年1月までは44万円と記録されていたことが確認できる。

しかし、オンライン記録では、平成5年2月1日付けで、3年2月から5年1月までの標準報酬月額が8万円にさかのぼって引き下げられている上、A社に勤務していた同僚28名についても、18名が同年2月1日付けで、3年2月1日にさかのぼって標準報酬月額が訂正され、2名が5年2月2日付けで、それぞれの資格取得日である3年2月25日及び4年4月1日にさかのぼって標準報酬月額が訂正され、8名は同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（5年2月26日）より後の6年2月2日付けで、4年1月1日にさかのぼって標準報酬月額が訂正されていることが確認できる。

また、当時のA社の経理担当者は、「申立期間当時は、資金繰りが苦しく、社会保険料について4か月から5か月分の滞納があった。」と供述している。

さらに、A社の商業登記簿謄本から、申立人が同社の取締役であったこ

とが確認できるが、複数の同僚は、申立人は同社B事業所の責任者であったが、社会保険事務には携わっていなかったと述べていることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらの事実を総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成3年2月から同年6月までは38万円、同年7月から5年1月までは44万円と訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和47年8月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月29日から同年8月31日まで
私は、A社でC職として勤務し、昭和47年8月30日に同社を退職し、B社に勤務した。しかし、A社における厚生年金保険被保険者記録は同年2月29日が資格喪失日となっているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、雇用保険の被保険者資格記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立期間においてA社で勤務していたことが認められる。

また、申立期間において、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる給与明細書を所持している複数の同僚が確認できる。

一方、社会保険事務所（当時）の記録では、当該事業所は、昭和41年11月16日付けで申立期間当時の厚生年金保険法第6条第2項の規定により任意適用事業所となっていることが確認でき、47年2月29日付けで、移転による社会保険事務所の管轄の変更を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなった後、49年3月8日付けで再度、任意適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていないが、申立期間当時、移転のため管轄社会保険事務所が変わる場合には、いったん適用事業所でなくする手続をとり、移転先の管轄社会保険事務所において新規適用の手続をとる必要があったところ、同事業所は、移転先における新規適用の届出を遅延

していたものと考えられる。

さらに、申立期間当時の厚生年金保険法第8条第2項において、任意適用事業所を適用事業所でなくするためには、被保険者の4分の3以上の同意を得て都道府県知事の認可を受けなければならないと規定しているところ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同様に昭和47年2月29日付けで厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる複数の同僚は「適用事業所でなくなったことや、在職中に厚生年金保険の資格を喪失する旨の説明は受けておらず、適用事業所でなくなった日以降も、継続して勤務し、業務内容及び勤務形態の変更は無かった。厚生年金保険料は控除されていたと思う。」と供述していることから、上記の被保険者の同意が無かったものと推認できる上、社会保険事務所の記録からも、当該同意があった事実は確認できず、申立期間において、複数の同僚について給与から厚生年金保険料が控除されていたことからみても、当該事業所は、事業所移転時において、厚生年金保険の適用事業所でなくする意思は無かったものと考えられる。

以上のことから、申立期間は、当該事業所が適用事業所ではなくなった昭和47年2月29日以降の期間であるものの、被保険者の利益保護の観点から規定された厚生年金保険法第8条第2項の趣旨に加え、申立期間においても、当該事業所は、上記同僚の供述のとおり事業活動を継続していたことから判断すると、申立期間に申立人の給与から控除されていた厚生年金保険料については、任意適用事業所であった期間における場合と同様の取扱いとすべきものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年1月の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でなかったため、申立てどおりの届出は行っておらず厚生年金保険料の納付は行っていないと回答していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和53年12月1日、資格喪失日は同年12月31日とされ、当該期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同事業所における資格喪失日を54年1月1日とし、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年12月1日から54年1月1日まで

私は、昭和53年12月31日までA事業所で勤務していたが、同年12月は厚生年金保険の被保険者期間となっていない。このことについて、当該事業所の事務担当者から「53年12月が未加入になっているのは資格喪失日を誤って提出したことによるものであるため第三者委員会へ申立てをしてほしい。」と連絡があったので、申立期間について厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA事業所に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和52年4月1日、資格喪失日が53年12月1日及び資格取得日が同日、資格喪失日が同年12月31日とされ、同年12月1日から同年12月31日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、事業主から提出された人事記録、雇用保険の加入記録及

び事業所の回答から、申立人は、昭和 53 年 12 月 31 日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 事業所における昭和 53 年 11 月の社会保険事務所（当時）の記録から、13 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないと回答していることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 53 年 12 月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

神奈川国民年金 事案 4757

第1 委員会の結論

申立人の平成5年12月から6年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月から6年11月まで

私は、平成7年10月又は同年11月ごろに、母親に勧められたため、市役所で国民年金の加入手続を行った。その際に、20歳から加入手続時までの期間の国民年金保険料をさかのぼって納付しようとしたが、1年分しかさかのぼって納付することができなかった。私が20歳になったのは、5年*月であるにもかかわらず、国民年金の被保険者資格取得時期は、6年12月とされていることから、申立期間の保険料を納付できなかったのは、市役所のミスによるものだと考えられる。申立期間の保険料を当時の保険料額で納付できるように認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年10月又は同年11月ごろに、市役所で国民年金の加入手続を行った際に、20歳から加入手続時までの期間の国民年金保険料をさかのぼって納付しようとしたが、1年分しかさかのぼって納付することができなかったと主張しており、申立人が所持する年金手帳及び申立人が居住していた市の国民年金記録表では、申立人の国民年金の被保険者資格取得時期は、6年12月とされている一方、この時期に申立人が被保険者資格を取得する理由は見当たらないが、申立期間の保険料を納付していないことを申立人自身も認めている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

なお、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付することができなかったのは、申立人が居住していた市における国民年金の加入手続の事務処理に

遺漏があったことによるものであるとして、申立期間の保険料について、納付の機会を付与するよう求めているが、年金記録確認第三者委員会は、保険料の納付の有無について検討し、年金記録の訂正の可否を判断するものであり、保険料の納付に関する法律の規定又は運用の可否を審議する機関ではない。

神奈川国民年金 事案 4758

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 9 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 9 月から 51 年 3 月まで

私は、会社を辞めた翌日の昭和 48 年 9 月 17 日に、区役所の支所で国民年金の加入手続を行った。

国民年金保険料は、案内に従い、加入当初は区役所の支所又は出張所で数か月分ずつ、その後は銀行で振込により 1 年分ずつ納付していた。

私は、申立期間の国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を辞めた翌日の昭和 48 年 9 月 17 日に国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続時期は、52 年 10 月ごろと推認され、申立内容と合致しない上、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、申立期間の始期から手帳記号番号の払出時期を通じて、同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されるとは考えにくく、その形跡も見当たらないことから、申立期間は当時、未届けによる未加入期間であったと考えられる。

また、申立人は、申立期間のころ、国民年金保険料をさかのぼって納付したことは無いと述べているが、上記のとおり、国民年金の加入手続時期は昭和 52 年 10 月ごろと推認できることから、現に納付済みとなっている 51 年 4 月までの保険料はさかのぼって納付するほかなく、申立内容と齟齬がみられる。

さらに、申立人は、申立人の所持する年金手帳の「初めて国民年金の被保

険者となった日」が昭和 48 年 9 月 17 日とされていることから、同日から国民年金に加入し、国民年金保険料を納付したと述べているが、被保険者資格取得日は、加入手続時期及び保険料納付の有無に関係なく、強制加入期間の初日まで遡^{そきゆう}及することから、加入手続時期及び保険料の納付の始期を特定するものではない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、口頭意見陳述においても新たな証言や資料を得ることができず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 8 月から平成 3 年 3 月までの期間、同年 4 月から 4 年 2 月までの期間及び 6 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 8 月から平成 3 年 3 月まで
② 平成 3 年 4 月から 4 年 2 月まで
③ 平成 6 年 3 月

私が 20 歳になったため、昭和 63 年*月ごろに、母親が、私の国民年金の加入手続を行ってくれた。申立期間①及び②の国民年金保険料については、母親が、納付していたはずである。その後、私が、会社を退職した平成 6 年 3 月ごろには、退職後すぐに、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、私又は母親が、保険料を納付したと思う。申立期間①及び③が未加入とされ、申立期間②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、20 歳になったため、昭和 63 年*月ごろに、その母親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 4 年 2 月ごろに、その姉と連番で払い出されていることが確認できることから、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と一致しない上、申立人は、申立期間①から手帳記号番号の払出時期を通じて、同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人自身は、申立期間①及び②の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとするその母親は、保険料の納付方法及び納付金額についての記憶が定かではない上、申立人の国民年金

手帳記号番号が払い出された平成4年2月の時点では、申立期間①及び②の保険料は、さかのぼって納付するしかないが、その母親は、保険料をさかのぼって納付したことは無いと述べていることから、申立期間①及び②の保険料が納付されていたとは考えにくい。

さらに、申立期間①について、申立人が所持している年金手帳及び国民年金被保険者名簿では、申立人の国民年金の被保険者資格取得時期は、平成3年4月とされていることから、申立期間①は、国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立期間③について、申立人は、平成6年3月ごろに、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、申立人又はその母親が、申立期間③の国民年金保険料を納付したと思うと主張しているが、申立人及びその母親は、保険料の納付方法及び納付金額について、具体的に憶^{おぼ}えておらず、申立人が所持している年金手帳及び国民年金被保険者名簿から、申立人は、5年3月に国民年金の被保険者資格を喪失した後、9年10月に被保険者資格を再取得していることが確認できることから、申立期間③は、国民年金の未加入期間で、保険料を納付することができない期間である。

その上、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 4760

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 51 年 3 月まで

時期は分からないが、父親が、私の国民年金の加入手続を行い、私が結婚した昭和 44 年 4 月ごろまで、私の国民年金保険料を納付してくれた。

その後は、私が、国民年金保険料を納付するようになったが、しばらく保険料を納付していない期間があったので、A 市に住んでいたところに、未納期間の保険料をさかのぼってまとめて納付した。

未納期間の国民年金保険料をさかのぼってまとめて納付してからは、未納が生じないように保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人が結婚した昭和 44 年 4 月ごろまで、申立人の国民年金保険料を納付し、その後は、申立人自身が保険料を納付するようになったが、しばらく保険料を納付していない期間があったので、A 市に住んでいたところに、未納期間の保険料をさかのぼってまとめて納付したと主張しているが、申立人は、さかのぼってまとめて納付した期間、納付時期、納付場所及び納付金額についての記憶が定かではないことから、当該期間の保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、未納期間の国民年金保険料をさかのぼってまとめて納付してからは、未納が生じないように保険料を納付していたと主張しているが、その当時の保険料の納付時期、納付方法、納付場所及び納付金額についての記憶が定かではないことから、当該期間の保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立期間は、72 か月と長期間に及ぶ上、申立人は、申立期間に二つの異なる地域に居住していることから、これだけの期間の事務処理を複数

の行政機関が続けて誤ることも考えにくい。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 4761 (事案 2169 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 3 月から 49 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月から 49 年 4 月まで

私は、当時同じ社宅に住んでいた人から国民年金に任意加入できることを聞いたので、どこで行ったかは憶^{おぼ}えていないが、国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料の納付方法、納付場所及び納付金額等の記憶は無いが、申立期間の保険料を納付していたはずである。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、当初、申立人は、社宅に住んでいたところに、社会保険事務所(当時)で国民年金の加入手続を行ったと主張していたが、申立期間当時、社会保険事務所では国民年金の加入手続を行っていなかったこと、申立人が納付したとする保険料月額、申立期間当時の保険料月額と大きく乖^{かい}離していること、及び申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 49 年 12 月に払い出されていることが確認でき、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらず、申立期間は国民年金の未加入期間で保険料を納付できない期間であることなどから、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 6 月 24 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、申立期間当時、同じ社宅に住んでいた人に聞いたので、どこで行ったかは憶^{おぼ}えていないが国民年金の加入手続を行い、また納付方法、納付場所及び納付金額等は憶^{おぼ}えていないが申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、今回の委員会の調査においても、

「当該社宅に住んでいた人」を特定できないなど、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 4762

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 9 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 9 月から 53 年 3 月まで

昭和 51 年 10 月ごろに、母親が、自宅で集金人を通じて、私の国民年金の加入手続を行ったはずである。

申立期間の国民年金保険料については、母親が、集金人に、母親及び私の二人分の保険料を納付していたはずである。

申立期間のうち、当初の 1 か月が未加入とされ、残りの 18 か月の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年 10 月ごろに、その母親が、自宅で集金人を通じて、申立人の国民年金の加入手続を行い、集金人に、母親及び申立人の二人分の国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその母親は、加入手続の場所や時期、申立期間の保険料の納付時期及び納付金額についての記憶が曖昧であることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、昭和 53 年 5 月ごろであると推認できることから、加入手続時期についての申立人の主張と一致しない上、その時点では、申立期間の国民年金保険料はさかのぼって納付することとなるが、申立人の母親は、保険料をさかのぼって納付したことはないとしている。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 53 年 7 月に払い出されて

いることが確認でき、申立人は、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて、同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人の国民年金の被保険者資格取得時期は、昭和 51 年 10 月であることが、申立人が所持する年金手帳及びオンライン記録により確認できることから、申立期間のうち、同年 9 月は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

その上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 3 月から 52 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 3 月から 52 年 9 月まで

私は、それまで勤めていた会社を退職し、会社から国民年金の加入の届出をするように言われていたので、加入は国民の義務と思い、昭和 47 年 3 月に市役所で加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料は、最初、銀行の窓口で納付していたように思うが、後に、当時取引のあった信用金庫の夫名義の預金口座から、夫婦二人分の保険料を振替により納付していた。

夫婦二人分の国民年金保険料を信用金庫の窓口及び口座振替で納付し、夫の分が納付済みとなっているにもかかわらず、私の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後、昭和 47 年 3 月に、国民年金の加入手続を行い、申立期間の大半の国民年金保険料を信用金庫のその夫名義の預金口座からの振替により納付していたと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から、申立人の加入手続が行われたのは、52 年 12 月ごろと推認され、申立人が述べている加入手続の時期とは一致しない上、同信用金庫によると同預金口座からの保険料の振替開始日は、53 年 11 月 27 日であることが確認でき、申立期間に預金口座からの振替により納付していたとする申立内容とも相違する。

また、上述のとおり推認される加入手続時点では、申立期間の大半は過年度に当たり、口座振替による方法では国民年金保険料を納付することができない期間であることから、別の手帳記号番号が払い出されたことにより当該期間の保険料が納付された可能性も精査したが、申立人は、当該期間の始期

から手帳記号番号が払い出された日を通じて、同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されるとは考えにくく、その形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間当初の国民年金保険料について、口座振替制度を利用するまで、信用金庫の窓口で納付していたように思うが、はっきりと憶^{おぼ}えていないと述べるなど、当該期間当初の納付状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月から42年3月まで

私は、結婚を考え始めた昭和42年ごろに、父親や勤務先の社長に相談した際、「国民年金は、25年間加入しないと老後に年金を受給することができないから、所帯を持つならば、きちんと加入するように。」と言われたので、同年4月に区役所で国民年金の加入手続を行った。その際に、窓口の職員から申立期間の国民年金保険料をさかのぼってまとめて納付できる旨の説明を受けたので、その場で5万円から6万円の保険料を現金でさかのぼってまとめて納付したことを記憶しているにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年4月に区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料をさかのぼってまとめて区役所で納付したと主張しているが、申立人が納付したとする保険料額は、申立期間について実際に納付した場合の金額と大きく乖離^{かい}している上、区役所では過年度保険料を納付することはできなかったことから、申立内容は当時の制度と一致しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日からみて、申立人の国民年金の加入手続は、昭和44年9月から同年11月までの間に行われたものと推認できることから、その時点で、申立期間直後の納付済みとなっている昭和42年度及び43年度の国民年金保険料を過年度納付により納付したことが確認できるものの、申立期間の保険料を納付した形跡は無く、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年10月から60年11月までの期間及び平成2年2月から同年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年10月から60年11月まで
② 平成2年2月から同年5月まで

私は、昭和56年10月に会社を退職した後に、時期ははっきり分らないが、区役所で国民年金の加入手続を行い、銀行又は郵便局で申立期間①の国民年金保険料を納付していた。平成2年2月に退職したときも、時期ははっきり分らないが、区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、銀行又は郵便局で申立期間②の保険料を納付していた。申立期間①及び②が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年10月に会社を退職した後に、時期ははっきり分らないが、区役所で国民年金の加入手続を行い、また、平成2年2月に退職したときも、時期ははっきり分らないが、区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、銀行又は郵便局で申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人が、申立期間①及び②当時居住していた二つの区において、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらない上、オンライン記録においても、申立人が、申立期間①及び②当時、国民年金に加入していた記録は見当たらないことから、申立期間①及び②は国民年金の未加入期間で、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、国民年金の加入手続時期や切替手続時期、申立期間①及び②の国民年金保険料の納付時期、納付方法及び納付金額についての記憶が定かではないことから、申立期間①及び②当時の国民年金の加入状況及び保

険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人が、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月から49年3月までの期間及び51年9月から54年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年3月から49年3月まで
② 昭和51年9月から54年3月まで

私が20歳になった昭和45年*月ごろ、両親の営むA店を手伝っていた私のために、私の父親が、私の国民年金の加入手続きを行い、49年4月に就職するまで申立期間①の国民年金保険料を納付してくれたはずである。

また、私は昭和51年8月に会社を辞めてから再び両親の営む店を手伝っており、自分で国民年金保険料の納付を始める54年3月までは、父親が申立期間②の保険料を納付してくれていたはずである。

父親は亡くなっているので詳細は不明であるが、A店を手伝っていた期間については、父親が必要な手続きを行った上で、国民年金保険料を納付しているはずであり、申立期間①及び②が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付していたとする申立人の父親は既に他界しており、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、昭和54年4月に国民年金に任意加入していることが認められ、任意加入の場合には、制度上、任意加入を申し出た日、すなわち加入手続き日が任意加入被保険者としての資格取得日とされ、さかのぼって、被保険者資格を取得することも保険料を納付することもできないことから、申立

人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、同年同月に加入手続を行った際に払い出された国民年金手帳記号番号とは別の手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は申立期間当時から手帳記号番号が払い出された同年同月まで同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出される事情はうかがえず、その形跡も見当たらないこと、及び申立人は父親から年金手帳を引き継いだ記憶が無いことを考え合わせると、任意加入する前の申立期間は未加入期間であり、保険料を納付することができなかったと考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 4767

第1 委員会の結論

申立人の平成12年4月から13年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和54年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成12年4月から13年2月まで

私は、国民年金の加入手続を、誰が、どこで行ったか憶えていないが、会社を退職した後から、国民年金保険料の納付書が実家に送られてくるようになった。

平成12年12月又は13年1月に、私が、申立期間の国民年金保険料を金融機関でまとめて一括して納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を、誰が、どこで行ったか憶えていないが、会社を退職した後から、国民年金保険料の納付書が実家に送られるようになり、平成12年12月又は13年1月に、申立期間の保険料を金融機関でまとめて一括で納付したと主張しているが、国民年金の加入時期、申立期間の保険料の納付場所、納付金額等について、申立人から具体的な回答を得ることができないことから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、同番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていたことから、申立期間の記録管理が適切に行われていなかった可能性は低い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ

とはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 1 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 1 月から 40 年 3 月まで

私が 20 歳になったときに、母親が、市役所の窓口か自宅に来た市の職員を通じて、私の国民年金の加入手続きを行ってくれた。

その後は、母親が、自宅に来た市の職員に、私及び母親の二人分の国民年金保険料を一緒に納付していた。

申立期間が未加入で国民年金保険料を納付していないとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になったときに、その母親が、市役所の窓口か自宅に来た市の職員を通じて、申立人の国民年金の加入手続きを行い、自宅に来た市の職員に、申立人及びその母親の二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続き等を行ったとするその母親は、高齢のため、直接事情を聴取することができないことから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金の被保険者資格取得時期は、昭和 42 年 3 月であることが、申立人の特殊台帳及びオンライン記録により確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続きが行われたのは、昭和 42 年 8 月ごろであると推認されることから、申立人の主張と一致しない上、申立人の手帳記号番号は、同年 9 月に払い出されていることが確認でき、申立

人は、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて、同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から平成 3 年 3 月までの期間、9 年 5 月から同年 7 月までの期間、10 年 12 月から 11 年 1 月までの期間及び 14 年 1 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 4 月から平成 3 年 3 月まで
② 平成 9 年 5 月から同年 7 月まで
③ 平成 10 年 12 月から 11 年 1 月まで
④ 平成 14 年 1 月から同年 6 月まで

私の父親は、私が 20 歳となった昭和 63 年*月ごろ、実家が所在する町の役場で私の国民年金の加入手続を行った。申立期間①当時、私は大学生であったため、実家とは別の県に居住していたが、住民票は実家に置いていた時期と他県に移していた時期があった。国民年金保険料については、住民票が実家にあったときには私の父親が、他県にあったときには私が、納付していた。私は、平成 9 年 4 月に就職した際に勤務先から渡された赤い年金手帳には、申立期間①の納付記録があったことをはっきり記憶している。

申立期間②、③及び④の国民年金保険料については、公共料金のように、納付することを求められていたはずなので、私に限って納付しなかったとは考えられない。

申立期間①、②及び③について、国民年金に未加入で国民年金保険料が未納とされていること、申立期間④について、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、20 歳に到達した昭和 63 年*月に、その父親が申立人の国民年金の加入手続を行ったとしており、その父親も、

障害年金のことを考慮し、申立人が20歳到達時に加入手続を行ったと述べている。しかし、申立人が国民年金第1号被保険者資格を取得した日は、オンライン記録及び申立人の実家が所在する町が作成した国民年金被保険者名簿の双方において、共に平成3年4月1日と記載されていることに加え、当該国民年金被保険者名簿において、同年同月2日に加入届の受付が行われていることが確認できることから、申立内容と一致しない。

また、当該被保険者名簿には「学生適用」の印が押されていることから、同町では、制度改正により平成3年4月1日から20歳以上の学生が国民年金への加入が義務付けられたことを契機にして、申立人が学生であることを踏まえて、国民年金への加入届の受付を行ったと考えられる。

さらに、申立期間①は、任意加入期間であり、平成3年4月の加入手続時点では、制度上、さかのぼって被保険者資格を取得し、国民年金保険料を納付することができず、申立人が申立期間①の保険料を納付するためには、別の国民年金の記号番号が払い出される必要がある。しかし、申立人が20歳に到達した昭和63年*月から記号番号が払い出された平成3年4月までの間、住民登録を行っていた実家のある町においては、別の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無いことから、申立期間①については、申立人は国民年金に未加入であり、保険料の納付書も発行されることも無いため、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

- 2 申立期間②及び③について、申立人は厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った記憶は無いが、国民年金保険料は、公共料金のように納付することが求められていたはずであり、納付しなかったとは考えられないと述べている。しかし、申立期間②及び③当時においては、国民年金への加入義務がある者が加入手続を行っていない場合、申立人が述べるように職権により国民年金に加入させ、納付書が発行される仕組みは整備されていなかったことに加え、オンライン記録においても、申立人は、申立期間②及び③においては、国民年金に未加入とされており、現に申立期間③については、平成12年8月時点で加入手続が行われていないため、加入手続を行うよう勧奨の通知が行われていることが確認できるなど、申立期間②及び③について、保険料の納付書が発行されたとは考えにくく、保険料を納付することができなかったと考えられる。

さらに、申立期間④について、オンライン記録では、平成14年7月時点で加入手続が行われていないため、加入手続を行うよう勧奨の通知が行われた後、申立人が当該勧奨に応じて加入手続を行ったことがうかがえるものの、申立人は、申立期間②、③と同様に国民年金保険料の納付を求める通知があれば必ず納付していたはずであると述べるにとどまり、保険料の

納付方法などについての具体的な供述が無く、保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立期間②、③及び④については、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料収納事務の電算化が図られていた状況下において、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

- 3 申立人が申立期間①から④までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 4770

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月から52年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年7月から52年10月まで

私は、昭和49年6月に会社を退職した際に、区役所の出張所で国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、月に一度ぐらい出張所の窓口で納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年6月に、区役所の出張所で国民年金の加入手続を行い、出張所の窓口で国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、当時の国民年金手帳についての記憶が無い上、保険料の納付時期及び納付金額についての記憶が曖昧であることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、基礎年金番号により国民年金保険料を納付した期間はあるものの、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらないことから、申立期間は未加入期間で、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 4771

第1 委員会の結論

申立人の平成9年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年8月

私は、初めて勤めた会社を退職した後、次の会社に入社するまでの1か月ほどの離職期間の年金をどうしたら良いのか分からず、区役所に相談に行った。

その際、区役所の窓口で、「1か月を切っけていても払っておいた方が良いでしょう。」と教えてもらったので、その場で申立期間の国民年金保険料を現金で納付した。

私は、申立期間の国民年金保険料を納付したにもかかわらず、未加入となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の年金の相談のため区役所に行き、窓口で説明を受けたことを憶えているが、その時期や、年金手帳を提示したかなどについて憶えておらず、申立期間の国民年金の加入状況に関する記憶が曖昧である上、申立人は、平成9年8月又は同年9月ごろ、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと述べているが、申立人の基礎年金番号からは、その時期に国民年金の加入手続が行われた形跡がうかがえない。

また、申立期間は平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、同番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていることから、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 10 月ごろから 55 年 2 月ごろまで
私は、A社に昭和 53 年 10 月ごろから 55 年 2 月末まで勤務していたが、被保険者記録が無いことが判明したので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時のA社における勤務内容、営業範囲及び給与額について具体的に記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、4名で1班の体制で営業を行っていたとしているが、同じ班だった同僚の名前を記憶していない上、29名の同僚に申立人の厚生年金保険料の控除等について照会したが、回答のあった12名全員が申立人のことを覚えておらず、申立人の勤務実態及び保険料控除について供述を得ることができない。

また、申立期間同時にA社における厚生年金保険の被保険者記録のある同僚2名には、雇用保険の加入記録が確認できるが、申立人は、雇用保険の加入記録が無い。

さらに、申立期間当時の事業主は既に死亡している上、当時の役員も連絡先が不明のため、申立人の厚生年金保険料の控除について聴取することができない。

加えて、申立人に係るA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票が無い上、ほかに申立人に係る被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料を所

持しておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めことはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 12 月 1 日から 42 年 2 月 1 日まで
② 昭和 43 年 7 月 16 日から 44 年 4 月 1 日まで
③ 昭和 44 年 8 月 30 日から 51 年 1 月 7 日まで

私は、昭和 33 年ごろ A 社に入社し、最初は日雇従業員だったため厚生年金保険に加入していなかったが、申立期間①については、34 年 12 月ごろに会社の事務担当者から、「常備従業員になるため、厚生年金保険に加入することになる。」と説明を受けた記憶がある。

また、申立期間②及び③については、厚生年金保険の記録では、A 社において昭和 42 年 2 月 1 日に資格を取得して 43 年 7 月 16 日に資格を喪失し、44 年 4 月 1 日に資格を再度取得して同年 8 月 30 日に資格を喪失したこととなっているが、私は、同社に継続して勤務していたため、途中で欠落期間が生じるはずが無い。

それぞれの申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和 33 年ごろ A 社に入社し、当初は日雇従業員であったが、34 年ごろに常備従業員に変わり、当該期間から厚生年金保険に加入したはずであると主張している。

しかしながら、当該期間において A 社での被保険者期間が確認できる複数の同僚に照会したものの、当該期間に申立人が勤務していたことを確認できる具体的な証言を得ることはできなかった。

また、A 社は、「当時の人事記録及び給与関係書類等は保管していない。」と回答している上、申立人も、当該期間の勤務実態及び厚生年金保

除料の控除が確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

申立期間②及び③について、申立人は、「ほかの会社に行ったことはあったが、ごく短期間であった。雇用はA社で継続していたはずである。」と主張している。

しかしながら、当該期間においてA社での被保険者期間が確認できる複数の同僚に照会したものの、当該期間に申立人が継続して同社に勤務していたことを確認できる具体的な証言を得ることはできなかった。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該期間を含む昭和37年5月から平成3年12月までの期間に同社において被保険者であった者344名を調査したところ、申立人と同様に25名が被保険者期間に欠落があることが確認できる。

さらに、上記の25名のうち連絡先が分かる同僚に照会したところ、複数の者が、「当時、A社の仕事が無い時期は、ほかの会社に行って働くことがあった。ほかの会社で働いていた期間は、A社から給料はもらっていない。」と証言している。

加えて、A社は「現在は、仕事が無いからといって常備従業員を日雇従業員に変えることはしていないが、当時の取扱いについては不明である。」と回答しているところ、上記25名のうちの1名は、「当時は、常備従業員であっても、仕事が無い時期は日雇従業員となった。その期間は、A社では厚生年金保険に加入していなかった。」と証言している。

また、申立人は、当該期間の勤務実態及び厚生年金保険料の控除が確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 3 月ごろから平成 3 年 5 月 1 日まで
私は、昭和 59 年 4 月に A 社に、E 業務の見習として入社した。見習期間中は、同社の代表取締役である父の被扶養者になっていたが、60 年 3 月ごろから厚生年金保険及び健康保険に加入し保険料も給料から控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の後に勤務した B 社及び C 社が保管している履歴書の前歴記録並びに複数の同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人が申立人の父親が代表取締役であった A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、経理担当者であった申立人の姉は、申立人が厚生年金保険に加入していたか否かについて、「私は、申立人の給与から保険料を控除していたと記憶しているが、保険料控除等に関する資料等を実際に見たことがないので、申立人の厚生年金保険の加入手続がされていたか判断できない。」と述べている上、複数の同僚は、「申立期間当時、申立人が厚生年金保険に加入していたかは分からない。」と供述している。

また、申立人の兄は、A 社において 6 か月の厚生年金保険の被保険者記録が確認できるものの、申立人の姉及び社会保険事務を担当していた母親は、同社における厚生年金保険の被保険者となっておらず、申立期間のうち平成元年 4 月以降の同社における被保険者は、代表取締役である申立人の父親のみであったことが確認できる。

さらに、申立人は、「D 所内で作業するための登録証を取引先に作成し

てもらふ際に、健康保険被保険者証の提示が必要だったので、社会保険に加入していた。」と主張しているところ、複数の同僚は、「申立人は、申立人が社会保険に加入したと記憶している時期よりも前から、D所内で勤務していた。」と述べている。

加えて、申立期間当時のA社の経営状況について、同僚は、「資金繰りが厳しく、会社に金を貸したことがあった。従業員への給料の遅配もあった。」としており、申立人の姉も「資金繰りが厳しく、厚生年金保険料の納付が遅れることがあり、社会保険事務所（当時）の人と母親が話していたことを記憶している。」と述べている。

また、A社は解散している上、当時の代表取締役であった父親は既に死亡しているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について聴取することができない。

このほか、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料を所持しておらず、厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 4561 (事案 224 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 11 月 16 日から 34 年 4 月 11 日まで
私は、A社に昭和 34 年 4 月 10 日まで勤務していたが、厚生年金保険の記録では、それより前の 32 年 11 月 16 日に資格喪失となっている。
昭和 34 年 4 月に会社の花見会があり、参加したことをはっきりと記憶している。
申立期間を、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、複数の同僚に照会したものの、申立人が当該期間において、A社に勤務していたことを確認できる具体的な証言を得ることができず、このほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 10 月 16 日付けの年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、新たな情報として、当時の同僚の名前を挙げているが、当該同僚を含む複数の者に照会したものの、申立人が、申立期間においてA社に勤務していたことを確認できる証言を得ることはできず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 9 月 1 日から平成元年 2 月 1 日まで
私は、昭和 63 年 9 月 1 日に A 社の正社員として入社し、同社 B 支店の E 業務担当として勤務していたが、平成元年 2 月 1 日にグループ会社である C 社へ転籍となり、同社 D 支店で E 業務担当として勤務した。
厚生年金保険は入社時から加入しており、保険料も給与から控除されていたはずだが、A 社に勤務していた期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の証言から、申立人が申立期間において A 社に勤務していたことが認められる。

しかし、A 社の元取締役役へ照会したところ、「A 社は中途入社割合が高く、個々の社員の能力に差があったため、試用期間を設けていた。試用期間も各事業の責任者の裁量により決められていた。厚生年金保険被保険者資格の取得は試用期間後となっていた。」と供述している。

また、申立人と同期入社であり、A 社 C 支店に配属された同僚は、入社して 2 か月後に厚生年金保険被保険者資格を取得している。

さらに、申立人と同時期に入社した同僚について、雇用保険と厚生年金保険の加入状況をみると、申立人と同様に、入社と同時に雇用保険に加入した後、一定期間経過してから厚生年金保険に加入している者がいる一方で、入社後、一定期間経過してから雇用保険及び厚生年金保険に同時に加入している者がいるとともに、厚生年金保険には加入しているが、雇用保険の加入記録の無い者がいるなど A 社では、雇用保険と厚生年金保険の加入は個人ごとに、あるいは事業所ごとに異なった取扱いが行われている状

況がうかがえる。

加えて、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 10 月 1 日から 60 年 7 月 1 日まで
② 昭和 60 年 12 月 21 日から 61 年 9 月 3 日まで
③ 平成 15 年 5 月 1 日から 17 年 8 月 25 日まで

私は、A社に昭和 59 年 10 月 1 日に入社し、61 年 9 月 2 日まで 2 年近く頻繁に出張で国内外を飛び回っていたために、同僚の名前をほとんど覚えていないが、この期間は、同社のC課長として勤務していたので、厚生年金保険料が給与から天引きされていたはずである。同社での被保険者記録が 60 年 7 月から 11 月までの 5 か月分しかないのは、会社が意図的に短期間の届出をしたものと思われるため、申立期間①及び②を被保険者期間として認めてほしい。

また、B社には、D部長として平成 15 年 5 月 1 日に入社し、16 年 2 月には取締役就任しているにもかかわらず、同社での被保険者記録が全く無いのはおかしい。申立期間③についても厚生年金保険料を給与から控除されていたと思うので当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人が提出した出張先での写真、パスポート及び銀行通帳の写しから、申立期間①において、申立人がA社に勤務していたことは推認できるものの、申立期間②については、複数の同僚に照会したが、申立人が同社に勤務していたことを確認できる具体的な証言を得ることはできなかった。

また、複数の同僚が、「入社後、数箇月間の試用期間があった。」と供述しているところ、当該試用期間において、給与から厚生年金保険料が控

除されていたことをうかがわせる証言を得ることはできなかった。

さらに、複数の同僚に係る雇用保険の被保険者記録は厚生年金保険の被保険者記録とほぼ一致していることがオンライン記録及び雇用保険の記録により確認できるところ、申立人は、申立期間①及び②において、雇用保険の被保険者となっていないことが確認できる。

加えて、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主及び役員にも照会をしたが回答が得られないため、申立人の勤務実態及び保険料控除を確認することができない上、申立人も、申立期間①及び②について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

申立期間③について、雇用保険の記録及びB社の商業登記簿謄本の役員欄の記載から、申立人が当該期間のうち、少なくとも平成15年5月24日から17年6月30日までは同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、B社は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、当時の事業主は、「ほとんどの従業員がパートだったこともあり、雇用保険には加入させていたが、厚生年金保険の加入手続は行っておらず、給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と回答している。

さらに、国民健康保険の記録によると、申立人は、当該期間について、国民健康保険の被保険者であったことが確認できる。

このほか、申立期間①から③までについて、厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 3 月から 29 年 4 月まで
② 昭和 29 年 5 月から 31 年 3 月まで
③ 昭和 31 年 4 月から 34 年 4 月まで
④ 昭和 34 年 5 月から 37 年 6 月まで
⑤ 昭和 37 年 7 月から 39 年 4 月まで
⑥ 昭和 39 年 5 月から 46 年 4 月まで
⑦ 昭和 46 年 5 月から 47 年 3 月まで
⑧ 昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月まで
⑨ 昭和 48 年 4 月から同年 9 月まで
⑩ 昭和 48 年 10 月から 52 年 12 月まで
⑪ 昭和 53 年 1 月から同年 10 月まで
⑫ 平成 12 年 3 月から 14 年 1 月まで
⑬ 平成 14 年 2 月から同年 5 月まで
⑭ 平成 14 年 6 月から 16 年 2 月まで
⑮ 平成 16 年 3 月から 17 年 5 月まで
⑯ 平成 17 年 6 月から 18 年 5 月まで

私は、以下のとおり勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無い。調査をして厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

申立期間①のA社には、昭和 27 年 3 月から 29 年 4 月まで勤務した。
申立期間②のB社には、昭和 29 年 5 月から 31 年 3 月まで勤務した。
申立期間③のC社には、昭和 31 年 4 月から 34 年 4 月まで勤務した。
申立期間④のD社には、昭和 34 年 5 月から 37 年 6 月まで勤務した。
申立期間⑤のE社には、昭和 37 年 7 月から 39 年 4 月まで勤務した。

申立期間⑥のF社には、昭和39年5月から46年4月まで勤務した。
申立期間⑦のG社には、昭和46年5月から47年3月まで勤務した。
申立期間⑧のH社には、昭和47年4月から48年3月まで勤務した。
申立期間⑨のI社には、昭和48年4月から同年9月まで勤務した。
申立期間⑩のJ社には、昭和48年10月から52年12月まで勤務した。
申立期間⑪のK社には、昭和53年1月から同年10月まで勤務した。
申立期間⑫のL社には、平成12年3月から14年1月まで勤務した。
申立期間⑬のM社には、平成14年2月から同年5月まで勤務した。
申立期間⑭のN社には、平成14年6月から16年2月まで勤務した。
申立期間⑮のO社には、平成16年3月から17年5月まで勤務した。
申立期間⑯のP社には、平成17年6月から18年5月まで勤務した。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は昭和27年3月から29年4月までA社で勤務していたと述べている。

しかしながら、A社は厚生年金保険の適用事業所になっておらず、申立人の記憶する同社の所在地を管轄する法務局において商業登記の記録も確認できない上、事業主も不明のため、申立人の申立期間①における勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人はA社で一緒に勤務していた同僚を覚えておらず、同社における申立人の勤務実態を確認できない。

さらに、申立人はA社で勤務していたとする期間や事業所の所在地などの記憶が曖昧であることから、同社における勤務実態を確認できない。

申立期間②について、申立人は昭和29年5月から31年3月までB社で勤務していたと述べている。

しかしながら、B社は厚生年金保険の適用事業所になっておらず、申立人の記憶する同社の所在地を管轄する法務局において商業登記の記録も確認できない上、事業主も不明のため、申立人の申立期間②における勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人はB社で一緒に勤務していた同僚を覚えておらず、同社における申立人の勤務実態を確認できない。

さらに、申立人はB社で勤務していたとする期間や事業所の所在地などの記憶が曖昧であることから、同社における勤務実態を確認できない。

申立期間③について、申立人は昭和31年4月から34年4月までC社で勤務していたと述べている。

しかしながら、C社は厚生年金保険の適用事業所になっておらず、申立人の記憶する同社の所在地を管轄する法務局において商業登記の記録も確認できない上、事業主も不明のため、申立人の申立期間③における勤務実

態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人はC社で一緒に勤務していた同僚を覚えておらず、同社における申立人の勤務実態を確認できない。

さらに、申立人はC社で勤務していたとする期間や事業所の所在地などの記憶が曖昧であることから、同社における勤務実態を確認できない。

申立期間④について、申立人は昭和34年5月から37年6月までD社で勤務していたと述べている。

しかしながら、D社は厚生年金保険の適用事業所になっておらず、申立人の記憶する同社の所在地を管轄する法務局において商業登記の記録も確認できない上、事業主も不明のため、申立人の申立期間④における勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、オンライン記録では、申立人は申立期間④のうち、昭和36年4月から37年6月までの期間は国民年金の被保険者となっており、当該期間は保険料納付済期間となっていることが確認できる。

さらに、申立人はD社で一緒に勤務していた同僚を覚えておらず、同社における申立人の勤務実態を確認できない。

加えて、申立人はD社で勤務していたとする期間や事業所の所在地などの記憶が曖昧であることから、同社における勤務実態を確認できない。

申立期間⑤について、申立人は昭和37年7月から39年4月までE社で勤務していたと述べている。

しかしながら、E社は厚生年金保険の適用事業所になっておらず、申立人の記憶する同社の所在地を管轄する法務局において商業登記の記録も確認できないことから、同社と類似した商号のQ社に照会したところ、同社では、「時期は分からないが、申立人と同じ名字の社員を雇ったことがあった。しかし、同氏は入社後すぐに辞めてしまった。当社では同氏を厚生年金保険に加入させなかった。」と回答している。

また、オンライン記録では、申立人は申立期間⑤において国民年金の被保険者となっており、このうち昭和37年7月から39年3月までは保険料納付済期間となっていることが確認できる。

さらに、申立人はE社で一緒に勤務していた同僚を覚えておらず、同社における申立人の勤務実態を確認できないことから、Q社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間⑤に被保険者記録が有り連絡先の判明した一人に申立人のE社における勤務実態について照会したが、申立人のことを知らないと回答している。

加えて、申立人はE社で勤務していたとする期間や事業所の名称などの記憶が曖昧であることから、同社における勤務実態を確認できない。

申立期間⑥について、申立人は昭和39年5月から46年4月までF社で勤務していたと述べている。

しかしながら、F社は厚生年金保険の適用事業所になっておらず、商業登記簿謄本においても同社は現存していない上、事業主も不明のため、申立人の申立期間⑥における勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、オンライン記録では、申立人は申立期間⑥において国民年金の被保険者となっており、このうち昭和46年4月は保険料納付済期間となっていることが確認できる。

さらに、申立人はF社で一緒に勤務していた同僚を覚えておらず、同社における申立人の勤務実態を確認できない。

加えて、申立人はF社で勤務していたとする期間などの記憶が曖昧^{あいまい}であることから、同社における勤務実態を確認できない。

申立期間⑦について、申立人は昭和46年5月から47年3月までG社で勤務していたと述べている。

しかしながら、G社は厚生年金保険の適用事業所になっておらず、申立人の記憶する同社の所在地を管轄する法務局において商業登記の記録も確認できない上、事業主も不明のため、申立人の申立期間⑦における勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、オンライン記録では、申立人は申立期間⑦において国民年金の被保険者となっており、当該期間は保険料納付済期間となっていることが確認できる。

さらに、申立人はG社で一緒に勤務していた同僚を覚えておらず、同社における申立人の勤務実態を確認できない。

加えて、申立人はG社で勤務していたとする期間や事業所の所在地などの記憶が曖昧^{あいまい}であることから、同社における勤務実態を確認できない。

申立期間⑧について、申立人は昭和47年4月から48年3月までH社で勤務していたと述べている。

しかしながら、H社は厚生年金保険の適用事業所になっておらず、申立人の記憶する同社の所在地を管轄する法務局において商業登記の記録も確認できない上、事業主も不明のため、申立人の申立期間⑧における勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、オンライン記録では、申立人は申立期間⑧において国民年金の被保険者となっており、当該期間は保険料納付済期間となっていることが確認できる。

さらに、申立人はH社で一緒に勤務していた同僚を覚えておらず、同社における申立人の勤務実態を確認できない。

加えて、申立人はH社で勤務していたとする期間や事業所の所在地などの記憶が曖昧^{あいまい}であることから、同社における勤務実態を確認できない。

申立期間⑨について、申立人は昭和48年4月から同年9月までI社で

勤務していたと述べている。

しかしながら、I社は厚生年金保険の適用事業所になっておらず、申立人の記憶する同社の所在地を管轄する法務局において商業登記の記録も確認できない上、事業主も不明のため、申立人の申立期間⑨における勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、オンライン記録では、申立人は申立期間⑨において国民年金の被保険者となっており、当該期間は保険料納付済期間となっていることが確認できる。

さらに、申立人はI社で一緒に勤務していた同僚を覚えておらず、同社における申立人の勤務実態を確認できない。

加えて、申立人はI社で勤務していたとする期間や事業所の名称などの記憶が曖昧^{あいまい}であることから、同社における勤務実態を確認できない。

申立期間⑩について、申立人は昭和48年10月から52年12月までJ社で勤務していたと述べている。

しかしながら、J社の事業を継承しているR社及びS社では申立人の在籍について、「資料を保管していないため不明である。」と回答しており、同社が加入していたT健康保険組合においても、申立人の被保険者記録は、「資料を保管していないため不明である。」と回答している。

また、申立人はJ社で一緒に勤務していた同僚を覚えていないことから、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間⑩に被保険者記録が有り連絡先の判明した11人に申立人の同社における勤務実態について照会したところ、9人から回答を得たが、いずれも申立人のことを知らないと回答している。

さらに、オンライン記録では、申立人は申立期間⑩のうち、昭和49年6月23日から50年2月26日までの期間はU社において、また、同年5月1日から同年8月19日までの期間はV社において厚生年金保険被保険者となっており、48年10月から同年12月までの期間は国民年金の被保険者となっており、当該期間は保険料納付済期間となっていることが確認できる。

加えて、申立人はJ社で勤務していたとする期間などの記憶が曖昧^{あいまい}であることから、同社における勤務実態を確認できない。

申立期間⑪について、申立人は昭和53年1月から同年10月までK社で勤務していたと述べている。

しかしながら、K社は厚生年金保険の適用事業所になっておらず、申立人の記憶する同社の所在地を管轄する法務局において商業登記の記録も確認できない上、事業主も不明のため、申立人の申立期間⑪における勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人はK社で一緒に勤務していた同僚を覚えておらず、同社に

における申立人の勤務実態を確認できない。

さらに、申立人はK社で勤務していたとする期間や事業所の所在地などの記憶が曖昧であることから、同社における勤務実態を確認できない。

申立期間⑫について、申立人は平成12年3月から14年1月までL社で勤務していたと述べている。

しかしながら、L社は厚生年金保険の適用事業所になっておらず、申立人の記憶する同社の所在地を管轄する法務局において商業登記の記録も確認できない上、事業主も不明のため、申立人の申立期間⑫における勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人はL社で一緒に勤務していた同僚を覚えておらず、同社における申立人の勤務実態を確認できない。

さらに、申立人はL社で勤務していたとする期間などの記憶が曖昧であることから、同社における勤務実態を確認できない。

申立期間⑬について、申立人は平成14年2月から同年5月までM社で勤務していたと述べている。

しかしながら、M社は厚生年金保険の適用事業所になっておらず、申立人の記憶する同社の所在地を管轄する法務局において商業登記の記録も確認できない上、事業主も不明のため、申立人の申立期間⑬における勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人はM社で一緒に勤務していた上司の名刺を所持していたが、同氏の連絡先は不明で、同社における申立人の勤務実態を確認できない。

さらに、申立人はM社で勤務していたとする期間などの記憶が曖昧であることから、同社における勤務実態を確認できない。

申立期間⑭について、申立人は平成14年6月から16年2月までN社で勤務していたと述べている。

しかしながら、N社は厚生年金保険の適用事業所になっておらず、申立人の記憶する同社の所在地を管轄する法務局において商業登記の記録も確認できない上、事業主も不明のため、申立人の申立期間⑭における勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人はN社で一緒に勤務していた同僚を覚えておらず、同社における申立人の勤務実態を確認できない。

さらに、申立人はN社で勤務していたとする期間などの記憶が曖昧であることから、同社における勤務実態を確認できない。

申立期間⑮について、申立人は平成16年3月から17年5月までO社で勤務していたと述べている。

しかしながら、O社は厚生年金保険の適用事業所になっておらず、申立人の記憶する同社の所在地を管轄する法務局において商業登記の記録も確認できない上、事業主も不明のため、申立人の申立期間⑮における勤務実

態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人はO社で一緒に勤務していた同僚を覚えておらず、同社における申立人の勤務実態を確認できない。

さらに、申立人はO社で勤務していたとする期間などの記憶が曖昧であることから、同社における勤務実態を確認できない。

申立期間⑩について、申立人は平成17年6月から18年5月までW町にあったP社で勤務していたと述べている。

しかしながら、P社はW町において厚生年金保険の適用事業所になっておらず、申立人の記憶する同社の所在地を管轄する法務局において商業登記の記録も確認できないことから、P社と商号が同じX社に照会したところ、同社では、「当社は、現在及び過去においてもW町に事業所は無く、当社の従業員情報に申立人の氏名は無い。」と回答しており、オンライン記録においても、申立人のX社に係る厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

また、申立人はP社で一緒に勤務していた同僚を覚えておらず、同社における申立人の勤務実態を確認できない。

さらに、申立人はP社で勤務していたとする期間や事業所の名称などの記憶が曖昧であることから、同社における勤務実態を確認できない。

このほか、雇用保険の記録においても、申立期間①から⑩までに係る被保険者記録は確認できない上、申立人は、申立期間①から⑩までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることを確認できる給料明細書等の資料も所持しておらず、申立人の申立期間①から⑩までにおける厚生年金保険料の控除をうかがえる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から⑩までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 4565 (事案 983 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 2 月 14 日から 33 年 7 月 1 日まで

私は、昭和 31 年 2 月 12 日に前の会社を辞めた後、A 事業所の事務員に採用され同年 2 月 14 日から出勤した。当時は定時制高校に通いながら勤務しており、33 年 3 月に卒業した後も 34 年 3 月 27 日まで勤務していた。

給与から厚生年金保険料と失業保険料を差し引かれていたように思うので、勤務した期間の前半(38 か月のうち 29 か月分)の加入記録が欠落していることに納得がいかない。この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、「定時制高校は、厚生年金保険に加入させていなかった。」、「厚生年金保険の加入には、条件や選別があった。」との同僚の証言があること、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の名前は無く整理番号に欠番も無いことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 7 月 24 日付け総務大臣の年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料等を提出することなく、厚生年金保険の適用事業所に在籍していた者が長期にわたり厚生年金保険被保険者となっていないことが異常であり、記録訂正の対象となり得ると主張するが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

また、A 事業所に申立期間前後に在籍していた男性事務員の厚生年金保険加入状況等について再度調査をしたが、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがえる証言

等を得ることはできなかった。

このほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 7 月 1 日から 35 年 10 月 31 日まで
② 昭和 35 年 11 月 15 日から同年 12 月 30 日まで
③ 昭和 36 年 1 月ごろから同年 3 月 15 日まで

申立期間①については、A社でB社（現在は、C社）の工事を下請に出す仕事に従事していた。

申立期間②については、D社からE社F事業所に派遣されていた。

申立期間③については、G社H事業所に現地採用で入社し、退職時には厚生年金保険被保険者証を返してもらった記憶がある。

申立期間①から③までを厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社の業務内容及び同僚の氏名を記憶していることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も不明であることから、当該期間の厚生年金保険の取扱いについて照会ができない上、申立人が記憶していた同僚のうち、同社において厚生年金保険被保険者となっている者は、死亡又は住所が確認できないため、申立人の勤務期間や雇用形態について照会することができない。

また、上記同僚の中にはA社において厚生年金保険被保険者となっていない者もいることから、同社では個人によって厚生年金保険の取扱いが異なっていたことがうかがえる。

さらに、当該期間にA社における厚生年金保険被保険者記録のある複数の同僚に照会したところ、申立人について記憶していないと供述している。

申立期間②について、申立人は、D社から派遣されてE社F事業所で勤務していたとしており、D社の代表取締役の姓を記憶していることから同社に勤務していたことがうかがえるが、オンライン記録によると同社は厚生年金保険の適用事業所となっておらず商業登記の記録も確認できない。

また、申立人は、上記の代表取締役及び同僚の姓のみを記憶していることから、これらの者を特定できず、勤務実態及び厚生年金保険料の控除について照会することができない。

申立期間③について、業務内容を記憶していることから、申立人がG社H事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当時の労務管理担当者は、「申立人は現地採用者で、私が入社した昭和35年9月には既になかった。」と供述している上、ほかの同僚からも当該期間に申立人が勤務していたとする証言は得られない。

また、申立人が記憶していた同僚は、G社H事業所で厚生年金保険の被保険者となっておらず、当時、同社H事業所で被保険者記録のある同僚は、「関連会社がたくさんあり、現地採用者についての厚生年金保険の取扱いについては、G社の社員とは違う。」と証言している。

さらに、G社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、昭和41年8月に同社を吸収合併したI社も、J第三者委員会がG社に係る申立てについて調査のため照会したところ、当時の資料を保管していないとしていることから、厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

加えて、申立人は、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料を保管しておらず、このほか、申立期間①から③までに係る保険料控除がうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月1日から28年10月ごろまで
私は、昭和25年4月1日から28年10月ごろまでA社においてC業務の助手をしていたが、この期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。

私は、当時、3交代で勤務しており、厚生年金保険に加入していたはずなので申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時のA社での業務内容を詳細に記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、複数の元従業員が、「当時は、臨時工制度があり、入社後しばらくは臨時工として勤務した。その期間は、厚生年金保険に加入していなかった。」と証言している。

また、上記の元従業員の記憶する入社日と厚生年金保険の資格取得日を比較したところ、入社してから1年から2年2か月後に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、複数の元従業員は、「臨時工の期間は決まっていたわけではなく、人によって違った。」と供述しており、そのうち1名は、「年に1回ないし2回、現場の職長が、臨時工を本採用するかどうかを決定していた。」と供述している。

加えて、A社は、既に解散しており、当時の人事記録及び給与関係書類を確認することはできない上、申立人も、申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわ

せる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月 21 日から 58 年 3 月 9 日まで
私は、E 公共職業安定所で A 社 B 事業所を紹介してもらい、昭和 57 年 4 月 21 日から 58 年 3 月 9 日まで、同社 B 事業所において、正社員として C 業務の助手をしていた。

A 社 B 事業所には、従業員が 7、8 名いた記憶がある。同社 B 事業所は、D 地区にあった。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する当時の事業所の所在地や建物の状況が、当時、勤務していたとする元従業員の供述と一致することから、申立人が、A 社に勤務していたことはうかがえるものの、複数の同僚に照会したが、申立人が同社に勤務していた期間について確認できる具体的な証言を得ることはできなかった。

また、雇用保険の記録によると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 6 月 7 日から同年 12 月 3 日までの期間において失業給付を受給していることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 9 月 1 日から 16 年 1 月 30 日まで
オンライン記録では、A社に勤務していた期間のうち、平成 14 年 9 月以降の標準報酬月額が低く変更されているが、申立期間当ても 50 万円の給与をもらっていたので、標準報酬月額を変更前の 50 万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額については、当初 50 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 16 年 1 月 30 日）より後の 16 年 2 月 2 日付けで、さかのぼって 9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿謄本から、申立人が同社の代表取締役になっていることが確認できる。

また、申立人は、「申立期間当時、社会保険料を滞納していなかった。」と主張しているが、年金事務所が保管するA社に係る平成 15 年度滞納処分票によると、同社が平成 15 年 5 月から同年 12 月までの社会保険料を滞納している記録が確認できる。

さらに、上記の滞納処分票の平成 16 年 1 月 30 日付け事蹟欄に「社長と面談、16 年 1 月 30 日付け全喪届受理、残額については経理面を見なおし、計画後、後日連絡しますとのこと。」と記載されていることから、申立期間に係る同年 2 月 2 日付けの標準報酬月額の減額処理に関しても、社会保険事務所（当時）が、事業主であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で処理を行ったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する

責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 4570 (事案 1933 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 1 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務していた平成 2 年 1 月から同年 9 月までの期間が厚生年金保険被保険者となっていない。同社は B 社の 1 部門であり、A社と一緒に勤務していた同僚は B 社での被保険者記録となっている。私にも同様の記録があるはずなので、同社における記録も調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の申立てについては、A社は、申立期間当時に厚生年金保険の適用事業所になっていないことが確認できるほか、同社で勤務していた者は B 社において厚生年金保険の被保険者となっているが、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の名前は無い上、事業主及び上司は、「すぐに辞めてしまう人が多かったため、試用期間を設けていた。」と証言していることから、B社では入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったと考えられること、さらに、申立期間の保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 12 月 28 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、新たな資料等を提出することはなく、「申立期間について、平成 2 年 1 月から同年 9 月までの厚生年金保険料を、経理担当者として、自分で控除していたのだから、被保険者であったことを認めてほしい。」との従来の主張を繰り返しているが、これは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年ごろから 45 年ごろまで

私は、B 施設で従業員を募集しているはり紙を街中で見て応募し、A 社の H 工場と同じフロアにあった B 施設で働いていた。H 工場は、その当時三交代勤務だったので、それに合わせて私は午前 7 時 30 分から午後 4 時まで勤務していたが、昭和 44 年ごろから 45 年ごろまでの期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているので調査し、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務していた B 施設の所在地及び勤務内容を詳細に記憶していることから、期間は特定できないが、A 社の中にあつた B 施設に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、勤務していたとする B 施設の名称及び事業主を記憶していないことから、事業所の特定ができない上、同僚については 1 名の氏名を覚えているものの、生年月日が不明なことから、その同僚を特定することができず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が勤めていたとする B 施設を委託していた A 社の後継会社である C 社は、申立期間当時の資料が無いため当時の B 施設業務の委託事業所名等は不明であるとしている。

さらに、C 社における現在の B 施設業務の受託業者は D 社であるが、同社は当初平成 6 年 1 月に B 施設業務を受託したとし、それ以前の業者名は不明であるとしている。また、D 社より前に B 施設業務を受託したことがあるとされる E 社と称する事業所は、F 県及び G 県内に 4 事業所がオンラ

イン記録で確認でき、そのうち2事業所が現存しているが1社は申立期間当時のことは不明であるとし、ほかの1社はB施設の仕事をしていないとすることから、申立人が勤務していたとするB施設を運営していた事業所を特定することができない。

加えて、申立人は、申立期間において事業主から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる資料を所持していない。

このほか申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 11 月 21 日から 62 年 1 月 5 日まで
ねんきん特別便を見ると、A社に昭和 46 年 10 月 25 日から平成 3 年に会社が倒産するまで勤務していた期間のうち、昭和 61 年 11 月 21 日から 62 年 1 月 5 日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。記録が無い期間も給料の手取額に変化は無く、その時期と一緒に勤務していた妻の記録があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたと主張している。

しかしながら、申立人は、申立期間の直前はA社の取締役であったが、登記上、昭和 61 年 11 月 20 日に取締役を辞任と記録され、同日に雇用保険の資格を喪失し、その翌日に厚生年金保険被保険者資格も喪失している上、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、その6日後の同年 11 月 27 日に健康保険被保険者証の返納を受け付けた旨が記載されている。

また、オンライン記録により、申立人が昭和 62 年 1 月 5 日に厚生年金保険被保険者資格を再取得していることが確認でき、雇用保険の再取得日と一致していることから、社会保険事務所（当時）の一連の手續に不自然さは無い。

さらに、申立人は、「給料の手取額が申立期間とその前後で変わらなかった。」と主張しているが、取締役を辞任した事情等は覚えておらず、申立期間において、厚生年金保険料が控除されていたという具体的な記憶は

無く、給与明細書等の保険料控除を確認できる資料も所持していない。

加えて、A社は既に解散しているため関連資料は無く、申立期間当時の代表取締役も既に死亡していることから、証言を得ることはできない上、申立期間当時に経理を担当していた者も、当時のことは覚えていないと述べている。

また、従業員からは、申立人の申立期間と申立期間の前後での身分の変化に伴う事情についての証言は得られなかった上、申立人の厚生年金保険料の控除に関連する証言等も得られなかった。

このほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 8 月から平成 2 年 8 月まで
私は、昭和 62 年 8 月から平成 2 年 8 月まで A 社で勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社が保管している職員台帳から、申立人が、昭和 62 年 8 月 18 日から平成元年 2 月 28 日まで同社に勤務していたことは確認できる。

しかし、A 社は、「申立期間当時は、A 型賃金（社会保険加入者）と B 型賃金（社会保険未加入者）の賃金形態があり、本人が選択して決めていた。申立人は B 型賃金で社会保険に加入していない。申立人の希望により社会保険未加入のため保険料は控除していない。」と回答している。

また、申立人の同僚は、「当時、社会保険に加入している者と加入していない者は半々であった。B 型賃金は、A 型賃金より手取りの給料が良かった。記憶では、申立人は B 型賃金であった。」、「A 型賃金と B 型賃金は従業員に選択させていた。会社が勝手に決めることは無い。組合にも携わっていたが、組合に加入していても厚生年金保険に加入していなかった者もいた。」と述べている。

さらに、A 社が保管している申立人に係る職員台帳の健康保険及び厚生年金保険の各加入年月日欄及び保険の記号・番号欄は空白となっており、加入の記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除がうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年12月16日から8年2月1日まで
私は、平成7年10月2日にA社に入社し、2か月後の同年12月ごろ、配属を同社からB社に変更する旨上司から言われた。同社には8年7月30日まで勤務したが、勤務条件、業務内容、勤務場所等に何ら変更は無かった。

しかし、平成7年12月16日から8年2月1日までの期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間にB社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、B社は、平成8年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A社とB社の事業主は同一人であるところ、当該事業主は、「A社とB社は同一経営者によるグループ企業である。事業所の都合で申立人を平成7年12月16日にA社からB社に配置換えしたが、当時、B社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、厚生年金保険料は給与から控除していない。」と述べている。

さらに、事業主は、「申立人及びB社において平成8年1月に採用した社員に対し、同社は厚生年金保険の適用事業所ではない旨を説明した。」と述べているところ、平成8年1月にB社に入社した者の中には、申立期間において国民年金の加入手続をし、同社が適用事業所となるまでの間、国民年金保険料を納付している者が確認できる。

加えて、B社の保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となった平成8年2月1日付けで、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

また、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票などの資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 6 月 1 日から 41 年 5 月 1 日まで
厚生年金保険の受給手続をした時に、申立期間については脱退手当金を支給している記録になっていることを知ったが、その時はどうせだめだろうとあきらめていた。

私は、A社を退職した時には同僚から脱退手当金のことを聞いて、会社で手続をしてもらい5,300円を受け取ったことは記憶しているが、B社を退職した時には脱退手当金は受給していない。

現在の支給記録はどうしても納得ができず、社会保険庁（当時）の職員が勝手にまとめてしまったのではないかと思い、今回の申立てに至った。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以前に勤務した期間については、脱退手当金を申立期間以前に受給したと主張している。しかしながら、オンライン記録、A社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間以前に脱退手当金の支給記録は無く、申立人の申立期間より前の被保険者期間に対する脱退手当金は、申立期間と合算して脱退手当金が支給されたこととなっていることが確認できる。このほか、申立期間より前に脱退手当金を受給していたことをうかがわせる事情は無く、申立人の主張を裏付ける事実は見当たらない。

また、申立人は、A社を退職した後に同社へ行き脱退手当金を受け取ったと主張しているが、同社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認すると、A社で厚生年金保険の資格を喪失した後すぐに、同じ厚生年金保険記号番号でB社において被保険者資格を取得していることが

確認できる上、A社とB社は同じ社会保険事務所（当時）の管轄であることから、社会保険事務所が、既に同一の記号番号で被保険者資格を再取得している被保険者の脱退手当金の支給手続を行うことは考え難い。

さらに、申立人のA社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立人の脱退手当金の支給額の計算に誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和41年6月10日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 8 日から同年 7 月 5 日まで

私は、昭和 39 年 3 月 8 日に臨時補充員としてA社に入社し、同年 7 月に正職員となり、B 共済組合に加入した。ところが、ねんきん特別便では、臨時補充員として勤務していた期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。B 共済組合に加入する前は厚生年金保険に加入していたと思うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された人事記録により、申立人が申立期間について、A 社において臨時補充員として勤務していたことは確認できる。

しかし、A 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成 10 年 11 月 1 日であり、申立期間当時においては厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、A 社を管轄しているC社D支店の総務担当者は、「当時の関連資料（臨時補充員の厚生年金保険加入に関する書類、賃金台帳、源泉徴収簿等）は既に廃棄されているため確認することができない。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人が自身と同様に臨時補充員であったとして名前を挙げている同僚 4 名についても、厚生年金保険の加入記録を確認することができない。

加えて、申立期間におけるE社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても申立人及び上記同僚 4 名の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 8 月 1 日から同年 12 月 7 日まで

私は、昭和 40 年 8 月 1 日に臨時補充員としてA社に入社し、その後B社及びC社に勤務し、同年 12 月に正職員となり、D共済組合に加入した。ところが、ねんきん特別便では、臨時補充員として勤務した期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。D共済組合に加入する前は厚生年金保険に加入していたと思うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された人事異動通知書及び申立人の供述により、申立人が申立期間について、A社、B社及びC社において臨時補充員として勤務していたことは推認できる。

しかし、申立てに係る事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、A社は平成 14 年 9 月 3 日、B社は 10 年 11 月 1 日、C社は 12 年 2 月 1 日であり、申立期間当時においてはいずれの事業所も厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、A社、B社及びC社を管轄しているE社F支店の総務担当者は、「当時の関連資料（臨時補充員の厚生年金保険加入に関する書類、賃金台帳、源泉徴収簿等）は既に廃棄されているため確認することができない。」と回答していることから、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人はA社、B社及びC社での勤務期間が短期間だったので同僚の名前を覚えていないとしており、厚生年金保険料の控除について確認できない。

加えて、申立期間におけるG社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名

簿に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成3年4月1日から7年4月1日までの期間について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間のうち、平成7年4月1日から9年12月21日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月1日から7年4月1日まで
② 平成7年4月1日から9年12月21日まで

A社に勤務していた期間のうち、平成3年4月1日から7年4月1日までの期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。また、同年4月1日から9年12月21日までの期間の標準報酬月額が私の記憶と違う。申立期間①及び②について厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の記録により、申立人が当該期間において、A社に勤務していたことは確認できる。

しかし、事業主は、「厚生年金保険の加入手続は、当時のA社の慣例で入社から約1年経過した後、健康保険、雇用保険及び厚生年金保険の加入手続の時期を別々に行っていた。申立人の厚生年金保険の手続については、当時の記録及び資料等は保管されていないが、申立人との合意の上で、健康保険及び雇用保険の後に加入手続を行っていた。」と回答している。

また、複数の同僚は、「厚生年金保険の加入手続は、入社から1年以上経過した期日で、健康保険、雇用保険及び厚生年金保険は別々の加入手続であった。」と述べているところ、オンライン記録により、確認できる当該同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得は、いずれも自身の記憶する入所時期から約1年以上後であることから、A社では、入社日から一定期間

を経てから従業員を厚生年金保険に加入させるような取扱いであったことがうかがえる。

さらに、申立期間①において、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、このほかに保険料控除をうかがえる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、申立人は、当該期間における標準報酬月額は、自身が記憶する報酬月額に比べ、低額であると述べている。

しかし、申立人から提出された平成8年分給与取得源泉徴収票の社会保険料等の金額欄に記載された額は、オンライン記録の標準報酬月額から計算した健康保険料及び厚生年金保険料に雇用保険料の額を合算した額とほぼ一致している。

また、オンライン記録においても、A社の厚生年金保険被保険者の定時決定手続について、不自然な訂正処理が行われた形跡は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成9年5月7日から同年8月26日までの期間及び14年7月1日から15年1月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、平成15年11月13日から同年12月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年5月7日から同年8月26日まで
② 平成14年7月1日から15年1月1日まで
③ 平成15年11月13日から同年12月1日まで

私が平成9年5月7日から同年8月25日まで勤務したA社及び14年7月1日から同年12月31日まで勤務したB社に係る標準報酬月額が実際の報酬額に比べて低く届け出られている。通帳の振込額から見ても最高等級の標準報酬月額に見合う給与を受け取っており、報酬額に見合う保険料も控除されていたと思うので、記録の訂正をしてほしい。

また、平成15年11月13日から16年2月5日まで勤務したC社の資格取得日が15年12月1日となっている。同社には入社と同時に正社員として勤務し、同年11月分の給与から保険料控除もされていたと思うので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された通帳に記載がある振込額から、支給総額に見合う標準報酬月額が届け出されていないことがうかがえる。

しかし、A社の元事業主から提供があった厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書の写しにより、申立人が平成9年5月7

日に資格を取得した時の標準報酬月額が 36 万円となっていることが確認でき、厚生年金基金及び健康保険組合に届出がされている標準報酬月額と一致している。

また、元事業主は、「申立人については、実際の標準報酬月額より低い金額で社会保険事務所（当時）に届出を行い、給与からは届け出た標準報酬月額に見合う保険料を控除していた。」と述べている。

さらに、同僚から提供があった平成 10 年分源泉徴収票をみると、報酬額に見合う標準報酬月額が届け出されており、届け出された標準報酬月額に見合う保険料額とおおむね一致する厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

加えて、オンライン記録を見ても、申立人の標準報酬月額が訂正された形跡は認められない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人から提出された通帳に記載がある振込額から、支給総額に見合う標準報酬月額が届け出されていないことがうかがえる。

しかし、複数の従業員は、「社会保険事務は事業主が行っており、個々の従業員に対しての保険料控除や届出等の取扱いが違っていた。」、「申立人は本部長であり、立場が違っていた。」と述べているところ、申立人は、自身と同様の立場の者はいなかったとしており、申立人と同質性の高い同僚がおらず、保険料控除について確認できない。

また、申立人が同僚として名前を挙げた従業員からは、申立人の保険料控除について確認できる証言は得られなかった。

さらに、B社は平成 17 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主に照会したが回答が得られず、申立人の保険料控除について確認できない。

加えて、オンライン記録を見ても、申立人の標準報酬月額が訂正された形跡は認められない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間③について、C社の事業主は、申立人が平成 15 年 11 月 13 日から 16 年 2 月 5 日まで同社に勤務していたと述べていることから、当該期間における勤務実態が認められる。

しかし、事業主から提供があった平成 15 年 11 月分から 16 年 2 月分の

給与支払明細書には、15年12月分及び16年1月分の給与から厚生年金保険料が控除されているものの、申立期間である15年11月分及び退職月である16年2月分の給与からは厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書の写しにより、申立人が、平成15年12月1日に資格を取得したことが確認できる。

さらに、当時の経理担当者は、「社会保険に加入している期間は、社会保険料を控除し、社会保険に加入していない期間は、給与から社会保険料の控除は行っていなかった。」と述べている。

加えて、申立人の雇用保険の加入記録と厚生年金保険の加入記録は一致している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 10 月 1 日から平成 3 年 8 月 1 日まで
私の年金記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和 62 年 10 月から 63 年 7 月までの期間の標準報酬月額が、20 万円と記録されている。62 年 9 月までは 22 万円、63 年 8 月からは 26 万円と記録されており、当該期間の標準報酬月額が前後の期間と比べ低い額となっている。

また、昭和 63 年 8 月から平成 3 年 7 月までの期間は、当時受け取っていた報酬より、2 万円から 4 万円ぐらい低い額の標準報酬月額となっている。在籍中は減俸されたことも無いので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録のA社に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、申立期間について低く記録されていると申し立てている。

しかし、申立人と同時期に厚生年金保険被保険者資格を取得した複数の同僚の標準報酬月額は、申立人と同額又はほぼ同額であり、また、申立期間の標準報酬月額が、その直前の標準報酬月額よりも低額に記録されている者も複数確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の標準報酬月額と比較して低額であるという事情は見当たらず、申立人の標準報酬月額のみがその直前の標準報酬月額よりも低額に記録されているわけでもない。

また、申立期間に係る厚生年金基金及びA社健康保険組合の標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額とは一致している。

さらに、当時の同僚は、「給料額と標準報酬月額と相違は無い。」と証言しているところ、同僚の所持する給与明細書から確認できる厚生年金保

除料の控除額は、オンライン記録における標準報酬月額に見合う金額であることが確認できる上、オンライン記録において、標準報酬月額が遡及^{そきゆう}して訂正された形跡は認められない。

加えて、A社では申立期間に係る貸金台帳及び源泉徴収簿は保管されていない上、事業主は、「届け出た標準報酬月額に見合った厚生年金保険料を控除し、納付していた。」と述べている。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日まで
私は、A社に平成 7 年 4 月 1 日から 12 年 5 月 31 日まで勤務していたが、平成 12 年 5 月が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、申立期間について被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事決定書によると、申立人の退職日は平成 12 年 5 月 30 日と記載されており、オンライン記録と一致していることに加え、雇用保険の加入記録とも一致している。

また、A社は、当時厚生年金保険料の控除は翌月控除であったと回答しているところ、同社から提出された申立人に係る平成 12 年 5 月分の賃金台帳によれば、1 か月分の保険料のみ控除されていることが確認できることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことがうかがえる。

さらに、A社の事業主が提出した申立人に係る平成 12 年分源泉徴収票に記載された社会保険料等欄の金額は、上記賃金台帳の平成 12 年 1 月分から 5 月分までの健康保険料、厚生年金保険料及び雇用保険料の合計額と一致しており、申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがうことができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 3 月 7 日から同年 3 月 31 日まで
② 昭和 32 年 5 月 13 日から同年 8 月 14 日まで
③ 昭和 32 年 9 月 12 日から 33 年 11 月 1 日まで

申立期間より前に勤務していたA社の厚生年金保険被保険者期間については、事務担当者から脱退手当金の概算額を提示された記憶があるので、受給したかもしれないが、申立期間①から③までに係る脱退手当金は、受給した記憶が無い。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間より前に勤務したA社における被保険者期間については、脱退手当金を受給したかもしれないが、申立期間に係る3社分の被保険者期間を含めた脱退手当金は受給していないと主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、申立期間より前に脱退手当金の支給記録は無い上、申立人に係る脱退手当金は、申立人が認めているA社のほか、申立期間の3社分の被保険者期間と合算して支給されたことになっていることが確認できるほか、申立期間より前に脱退手当金を受給していたことをうかがわせる事情は無く、申立人の主張を裏付ける事実は見当たらない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号には、当該脱退手当金の支給対象期間となっている申立人が受給を認めている期間と申立期間を併せた4回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である。

このほか、申立人から聴取しても、申立期間に係る脱退手当金は受給した記憶が無いというほかに、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 4 月 1 日から 46 年 4 月 1 日まで
② 昭和 46 年 5 月 1 日から 48 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 43 年 4 月から 62 年 3 月 31 日まで A 社 B 事業所（現在は、C 社 B 事業所）に継続して勤務し、54 年 10 月 31 日には、10 年勤続で表彰されているが、46 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間及び 48 年 4 月 1 日から 62 年 4 月 1 日までの期間しか厚生年金保険の被保険者となっていないので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、C 社が提出した人事記録カードに申立人が昭和 43 年 9 月 1 日に就任、62 年 3 月 31 日に脱退と記録されていることから、申立期間とは若干異なるが、申立人が当該期間において、A 社 B 事業所に継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人の夫の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人は昭和 43 年 3 月 13 日から 50 年 4 月 11 日まで、被扶養者であったことが確認できる。

また、C 社の社会保険事務の担当者は、申立人の人事記録カードに申立人が昭和 48 年 4 月 1 日に社会保険に加入と記録されており、社会保険に加入しない者から保険料控除をすることはあり得ないと述べている。

さらに、申立人は当時の同僚を記憶しておらず、当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚 10 名に照会したところ、申立人を記憶している者は 2 名いたが、申立人の保険料控除について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除に

ついて確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年6月19日から31年9月9日まで

私は、申立期間に勤務していたA社の厚生年金保険被保険者記録について、平成22年に年金事務所に照会し、その時に初めて脱退手当金を受給した記録になっていることを知った。

しかし、受給した記憶は全く無く、脱退手当金という制度があることすら知らなかったし、A社の退職時には長男の育児に手がかかっているという説明であったが、それが事実であるならそれを証明してほしい。証明できないのであれば、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後計10ページに記載されている女性49名のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和31年9月9日の前後2年以内に資格を喪失し脱退手当金の受給要件を満たす被保険者は、申立人を含め10名おり、この10名全員に脱退手当金の支給記録が確認でき、このうち7名が資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、そのうち2名は、事業所が代行して請求手続をしていたと供述していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の保険給付欄には、脱退手当金の支給の記載が確認できる上、申立期間の脱退手当金は、支給

金額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和31年11月19日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 7 月 20 日から 45 年 2 月 18 日ごろまで
私は、昭和 44 年 7 月 20 日から 45 年 2 月 17 日ごろまで、A 社 B 支店の C 職社員として、D 業務をしていた。とても厳しい業務であったことを覚えている。

しかし、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務した支店の所在地及び C 職社員の業務内容について詳細に記憶しており、当該業務内容が、支店は異なるものの、当時、A 社に勤務していたとする複数の元従業員の供述と一致していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社は、「当時、C 職社員は 3,000 名以上いたが、毎年 1,000 人程度退職し、新たに 1,000 人程度を採用するような状況であった。したがって、C 職社員については、採用後しばらくの期間、様子を見てから厚生年金保険に加入させることとしていた。加入までの期間は 3 か月から 1 年 6 か月ぐらいで業務成績によって異なっていた。その間は、給与から厚生年金保険料を控除していなかった。また、このような内容については、採用後の研修時において、C 職社員に説明していた。」と回答している。

また、複数の元 C 職社員について、その記憶する入社日とオンライン記録における厚生年金保険被保険者資格の取得日を比較したところ、いずれも入社後、3 か月から 1 年 6 か月後に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人は、「当時、A社から健康保険被保険者証をもらった記憶が無い。」と供述している上、申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認できる給与明細書等を所持していない。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 4 月 5 日から 33 年 3 月 21 日まで
私の年金の記録を確認したところ、A社B事業所に勤務していた期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が脱退手当金を支給済みとなっていた。脱退手当金の手続を行った覚えは無く、脱退手当金を受け取りに行った記憶も無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の脱退手当金は、A社B事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後に支給されている上、支給月数に誤りは無く、支給金額も法定支給額と一致するなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間の脱退手当金の支給時期は通算年金制度創設前であり、当該事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さは見当たらない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 4587 (事案 2386 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年5月21日から30年6月1日まで

平成19年7月に、当時の同僚から、A事業所でも、厚生年金保険に加入していたという話を聞き、社会保険事務所(当時)で年金の加入記録を調べてもらったところ、申立期間は脱退手当金を支給されていると言われた。脱退手当金を受給した記憶は無いので、その後、第三者委員会に申立てを行ったが、年金記録を訂正する必要はないという回答であった。

年金記録の訂正につながる新たな資料を作成したので、再度、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の厚生年金保険被保険者台帳の「保険給付」欄に、脱退手当金を支給されたことが記録されており、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、資格喪失日の約1か月後の昭和30年7月6日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないことから、既に当委員会の決定に基づく平成22年3月30日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、脱退手当金を受給していないとする事情として、「一緒に退職した同僚には、年金として支給されている。」、「転属を希望していたので、退職証明書が事業所から交付されていない。」、「転属できる事務員待遇であることから、脱退手当金を受給するはずがない。」と主張しているが、これらはいずれも、申立人が脱退手当金を受給していないことを示す事情とはいえず、申立人から提出された資

料においても、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる新たな事情は見当たらない。

また、申立期間後に勤務した事業所では、厚生年金保険被保険者記号番号が別番号で払い出されていることから、申立人が、申立期間の脱退手当金を受給したために、新たに別の厚生年金保険の記号番号が払い出されたものとするのが自然であり、このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 8 月 28 日から 35 年 8 月まで

私は、申立期間についてA社（現在は、B社）で正社員のC職として勤務していた。同社は大きな会社であることから、昭和 42 年 10 月まで厚生年金保険が未適用の事業所だったとは考え難い。ほかの団体で厚生年金保険に加入していたかも知れないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は昭和 42 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間については適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 42 年 10 月 1 日に資格を取得している被保険者に照会したところ、複数の者が、「同社が厚生年金保険に加入する前の期間については、給与から厚生年金保険料を控除されていなかった。」と証言している。

さらに、B社は、「当時の人事記録及び関係書類は保管していない。」と回答している上、申立人も当該期間の勤務実態及び保険料控除を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年12月26日から56年4月10日まで
昭和55年12月26日から56年4月10日までの期間の厚生年金保険の加入記録が無い。途中A社から社名をB社に変更したが継続して勤務していたので、調査して申立期間を被保険者期間として認めてほしい。
(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、「事業主であった申立人は、勤務していた事業所の名称をA社からB社に変更したものの、継続して勤務していた。」と主張している。

しかし、A社は、昭和55年12月26日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、B社は56年4月10日に新規適用事業所となっていることから、申立期間については、両社とも適用事業所でなかったことが確認できる。

また、申立人は既に死亡しているため、申立人の申立期間における勤務実態について聴取することができない上、申立人の妻も当時のことは分らないと述べている。

さらに、A社及びB社で申立人と一緒に勤務し、A社における厚生年金保険の資格喪失日とB社における資格取得日が申立人と同日である同僚は、「A社を退職後B社に勤務するまでの間、私は働いていなかった。B社が設立されるまでの申立期間に、申立人がどのようなことをしていたかは分らない。」と供述している。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給

与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年1月ごろから同年8月11日まで
② 昭和45年1月13日から50年12月ごろまで
オンライン記録によると、A社（現在は、B社）に日雇のアルバイトとして勤務していた昭和42年から50年までの期間のうち、42年8月11日から45年1月13日までが厚生年金保険の被保険者期間と記録されているが、申立期間も同社に継続して勤務していたので被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年1月ごろから50年12月ごろまで、A社に勤務していたと述べている。

しかし、申立人のA社に係る雇用保険の被保険者記録は、昭和42年8月10日から45年1月11日までであり、当該雇用保険の被保険者期間は、オンライン記録による申立人の同社における厚生年金保険被保険者期間とほぼ一致していることが確認できる一方、申立期間の同社に係る雇用保険被保険者記録については確認できない上、申立人は、当時の上司及び同僚等の氏名を記憶していないため、当該期間の勤務実態を確認できない。

また、A社が加入している健康保険組合において記録されている申立人の健康保険被保険者資格の取得日は、昭和42年8月11日であり、同資格の喪失日は45年1月13日であることが確認できるが、これは、オンライン記録による申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日と一致していることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間に係る給与明細書等の資料を所持しておらず、B社は、申立期間当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿

等)を保存期間の経過により廃棄していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 9 月から同年 11 月 21 日まで
私は、昭和 63 年 9 月から平成元年 3 月末日まで、A 社（現在は、B 社）で C 業務をしていた。
しかし、厚生年金保険の被保険者記録では、昭和 63 年 11 月 21 日資格取得となっており、勤務当初の 2 か月分の記録が欠落している。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社が提出した労働者名簿から、申立人が申立期間に A 社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B 社は、「申立期間当時は、中途入社に従業員に 1 か月から 3 か月間の試用期間を設けており、試用期間中は、厚生年金保険に加入させていない。したがって、申立期間に係る保険料は控除していない。」と回答している。

また、複数の同僚が、「試用期間があった可能性がある。」としているところ、オンライン記録により、当該複数の同僚は、入社から約 2 か月から 3 か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、当時の上司は、「当時、入社してすぐに退社する従業員が多かったため、試用期間を設けた。期間は 3 か月間で、当該期間中は厚生年金保険に加入させていなかった。」と証言している。

さらに、B 社は、当時の賃金台帳や源泉徴収簿等を保管していない上、申立人も、厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等を所持していない。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資

料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 11 月 1 日から 19 年 10 月 1 日まで
私は、昭和 16 年 4 月 1 日から 20 年 12 月 1 日まで A 社に継続して勤務していた。最初は工場で B 業務をしていたが、途中から C 部門に異動した。

しかし、年金の記録では、昭和 17 年 11 月 1 日から 19 年 10 月 1 日までの空白期間があるが、継続して勤務していたので、この期間を労働者年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の業務内容に係る詳細な記憶、記憶する上司及び同僚の氏名が A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できることから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A 社が保管する年金保険台帳において、申立人は、昭和 17 年 11 月 1 日に労働者年金保険の被保険者資格を喪失し、19 年 6 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）、上記被保険者名簿及びオンライン記録と一致している。

また、上記年金保険台帳及び上記旧台帳の昭和 17 年 11 月 1 日の資格喪失の記録の備考欄には「昇格」と記載され、一方、上記被保険者名簿の同日の資格喪失の記録の備考欄には「昇格喪失」と記載されている。同社から「社歴を確認できる資料は無いが、年金保険台帳に記載されている『昇格』は事務職への変更による適用除外と推測される。」との意見を得ているところ、申立人は、「入社当初は工場で B 業務をしていた。その後、C 部門の事務職の仕事をしていた。」と述べていることを踏まえると、申立

人は、同年 11 月 1 日に事務職に役職変更があったことから、主に炭鉱夫や肉体労働者の男子のみを対象としている労働者年金保険の被保険者には該当しないこととなったものと考えられる。

さらに、申立人は、昭和 19 年 6 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しているが、厚生年金保険法においては、資格関係等の規定が同年 6 月 1 日施行、保険給付及び費用の負担に関する規定が同年 10 月 1 日施行であったことから、保険給付及び費用の負担に関する規定の施行前は、厚生年金保険料は徴収しない期間であり、法附則 73 条の規定により同年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間は、厚生年金保険の被保険者期間の計算には算入しない期間とされている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から事業主に控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 3 月 28 日から 34 年 10 月 1 日まで
私は、昭和 31 年 3 月に中学校を卒業後、A社に入社し、同社B支社に配属となったが、同社B支社に勤務していた期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。同級生で一緒に入社し、同社本社に勤務していた同僚の資格取得日と違っているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の記憶及びA社本社に勤務していた複数の同僚の証言から、申立期間において、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社本社に同期入社したとする同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和 32 年 12 月 20 日となっており、ほかの同社本社に勤務した複数の同僚も入社日と被保険者資格の取得日が異なると証言していることから、同社では、社員が入社後、一定期間を経過した後に厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

また、申立人がA社B支社の同僚として名前を挙げた5名全員は、同社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において氏名は確認できない上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、申立人が同社B支社から同社本社に異動した後の昭和 34 年 10 月 20 日に同社本社で払い出されていることを踏まえると、同社は、同社B支社に勤務していた申立人を含む社員6人を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、A社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は

見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 8 月から同年 11 月 1 日まで

私は、昭和 60 年 8 月に A 社の面接を受け、同年 8 月末には入社し、63 年 4 月まで勤務していたが、厚生年金保険の記録によると、申立期間の 3 か月の被保険者の記録が欠落している。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言及び申立人の申立期間に関する供述から判断すると、申立人が申立期間において A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社に係るオンライン記録により、申立人とほぼ同時期に同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚に照会したところ、7 名から回答があり、そのうち、5 名の記憶する入社日と厚生年金保険の資格取得日が相違していることから、同社は、入社と同時に、全員を厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

また、当時の事務担当者及び申立人と業務内容が同じであった同僚は、試用期間が 3 か月あったと回答しており、これらの同僚からは、試用期間について事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがえる供述を得ることができない。

さらに、A 社は、当時の資料は保管していないと回答しており、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 5 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
申立期間について、A社（現在は、B社）においてC業務を担当していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務状況についての記憶から、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、A社に入社した時に既に在籍し、同じ業務を担当していたとする同僚1名の氏名を覚えていないため、この者に照会することができない上、当時上司であったとする別の1名に照会したものの、申立人について記憶していないとしていることから、当時の申立人の勤務実態及び保険料控除について証言が得られない。

また、前述の上司は、「申立期間当時、A社の従業員の約3分の1は、パートやアルバイト等であった。」旨を供述し、当時同社に在籍していた複数の同僚は、「正社員になる前の数箇月間は臨時社員等として勤務し、正社員になるまでの期間は、厚生年金保険に加入していなかった。」旨を供述していることから、当時同社では、様々な雇用形態の従業員がいたと考えられる上、当該上司及び当時の同僚が供述した申立期間当時の従業員数とオンライン記録上の厚生年金保険被保険者数が大きく異なっていることから、多くの従業員が厚生年金保険被保険者となっていなかった状況がうかがえる。

さらに、申立人が、A社に同時期に入社したとする1名は、同社において厚生年金保険の被保険者となっていない。

加えて、B社は、「申立期間当時の資料は無い。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができず、また、申立人の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立期間について、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 10 月 8 日から 35 年 11 月 1 日まで
申立期間については、脱退手当金が支給済みとなっているが、私は当時、脱退手当金制度があるということは知らなかったし、退職時に会社から退職金や一時金のようなものをもらった覚えも無い。
調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 35 年 12 月 7 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金は昭和 35 年 12 月 7 日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、37 年 11 月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 4597 (事案 3927 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 12 月ごろから 48 年 2 月ごろまで
私は、昭和 46 年 12 月ごろから 48 年 2 月ごろまで A 社に勤務していたが、厚生年金保険の記録が無いので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社の所在地及び職務内容を詳細に記憶していることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A 社は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、申立人は、事業主及び同僚の氏名を記憶していないことから、申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実を確認できる資料も所持していない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 9 月 6 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人は、前回の申立期間は、昭和 47 年 10 月ごろから 48 年 2 月ごろまでとしていたが、今回の申立期間を 46 年 12 月ごろから 48 年 2

月ごろまでと変更した上で、「事業所からB免許を取るように言われ取得した。また、私の友人及び姉が当該事業所に勤務していたことを証明してくれるので、問い合わせしてほしい。」と主張しているが、委員会の当初の決定を変更すべき新たな供述を得ることができなかった。

このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。